

東広島市議会文教厚生委員会 所管事務調査報告書

発達障害への支援について

令和4年10月

はじめに

東広島市議会では、常任委員会ごとに、それぞれの委員会が所管する分野の中から設定したテーマについて、自主的に調査研究（所管事務調査）を行っており、調査で得られた結果は報告書に取りまとめ、必要に応じて、市の執行部に対して提言を行っていくこととしている。

本委員会では、令和3年10月から令和4年10月にかけて、「発達障害への支援について」をテーマに所管事務調査を実施した。

文教厚生委員会 構成委員

- ・委員長 重森 佳代子
- ・副委員長 牛尾 容子
- ・委員 坂元 百合子
- 坪井 浩一
- 玉川 雅彦
- 重光 秋治
- 谷 晴美

1 調査・研究テーマ

「発達障害への支援について」

2 調査目的

本市の発達障害者支援の現状と課題を把握するとともに、部局を横断した総合的な支援体制の整備等、より実効性のある支援の実現の可能性と課題解決に向けた方向性を探るため。

3 調査方法

- (1) 専門家等を講師として招聘しての研修会の開催
- (2) 執行部からの聴き取り
- (3) 先進他自治体への文書照会
- (4) 市内事業者の視察

4 調査期間

令和3年10月13日から令和4年10月13日まで

5 調査経過

年月日	内容
令和3年 8月19日	今期の調査・研究テーマを各委員で検討することとした。
9月 1日	今期の調査・研究テーマを決定した。
9月13日	調査目的の整理・共有のための委員間討議を行った。
10月12日	所管事務調査の目的・方法・期間について決定した。
(10月13日)	議長に所管事務調査の開始を通知した。
11月11日	所管事務研修会を実施した(詳細は後述)。
11月18日	委員間討議①(研修会のまとめほか)
12月 1日	委員間討議②(執行部への質問事項の検討ほか)
令和4年 1月12日	執行部からの聴き取りを実施した(詳細は後述)。
2月17日	委員間討議③(執行部聴き取りのまとめほか)
2月25日	委員間討議④(今後の調査の進め方ほか)
4月12日	委員間討議⑤(質問事項を送付する自治体の検討ほか)
5月13日	委員間討議⑥(市内視察の決定ほか)
6月 8日	委員間討議⑦(質問事項を送付する自治体の決定ほか)
6月20日	委員間討議⑧(市内視察(追加)の決定ほか)
7月20日	委員間討議⑨(他自治体に送付した質問事項の回答確認ほか) 市内視察①を実施した(詳細は後述)。

年月日	内容
8月18日	委員間討議⑩（他自治体に送付した質問事項の回答確認ほか）
8月31日	委員間討議⑪（市内視察①のまとめ）
9月1日	市内視察②を実施した（詳細は後述）。 委員間討議⑫（市内視察②のまとめほか）
9月12日	委員間討議⑬（調査のまとめに向けた協議）
9月27日	委員間討議⑭（調査のまとめに向けた協議）
10月13日	委員間討議⑮（調査報告書の確定・執行部への提言内容の決定） 議長へ所管事務調査の終了を通知

6 調査内容

（1）所管事務研修会

本件テーマについて調査・研究を進めることに先立ち、発達障害に関する基礎的な事項及び求められている支援の内容について、改めて整理し、委員会の共通認識とすることを目的とした研修会を開催した。

- ・講師 広島県発達障害者支援センター センター長 西村 浩二 氏
- ・実施日時 令和3年11月11日
- ・実施場所 東広島市役所9階 第1委員会室
- ・実施内容 別紙1「研修会報告書」のとおり

（2）執行部からの聴き取り

本市の発達障害者支援の現状と課題を把握するとともに、部局を横断した総合的な支援体制の整備等、より実効性のある支援の実現の可能性と課題解決に向けた方向性を探るため、執行部に対し、施策の概要・支援の流れといった現状及びこれからの展望等について、聴き取りを行った。

- ・説明部局 健康福祉部（障害福祉課）、こども未来部（こども家庭課・保育課）、学校教育部（指導課）
- ・実施日時 令和4年1月12日
- ・実施場所 東広島市役所9階 第1委員会室
- ・実施内容 別紙2「執行部聴取報告書」のとおり

（3）先進他自治体への文書照会

本件テーマについて先進事例を調査するため、特徴ある施策を展開中の東京都日野市、滋賀県湖南市、及び政令市の中から京都府京都市を選定し、文書照会を行った。

- ・照会方法 質問事項の送付
- ・依頼時期 令和4年6月
- ・質問事項及び回答内容 別紙3「文書照会結果」のとおり

(4) 市内事業者の視察

本件テーマについて、実際に最前線で発達障害支援を行う本市内の療育現場の状況を確認した上で調査を進める必要があるという判断から、市内で支援等を行われている事業者・施設を視察し、取組みの状況や課題について聴き取り・意見交換を行った。

ア (視察先その1) 社会福祉法人つつじ

- ・実施日時 令和4年7月20日
- ・実施内容 別紙4「行政視察報告」のとおり

イ (視察先その2) 広島県立障害者療育支援センター わかば療育園

- ・実施日時 令和4年9月1日
- ・実施内容 別紙4「行政視察報告」のとおり

7 委員から出された主な意見・提案

(1) 早期発見・早期支援・早期療育の重要性

- ・本市は発達障害の診療機関は比較的充実しているが、市外からの診療希望者も多く、初診待機期間は最長で1年程度となる。早期診断が可能な体制整備・相談窓口の一本化など、当事者が相談しやすい環境を整えることが大切と感じた。
- ・診断は医療機関の領域であり、市が所管しているわけではないが、市がどのようなことができるのか、継続して検討する必要がある。
- ・早期支援・療育を実現するためには、支援を行う受け皿となる事業者の体制の充足も必要と感じた。
- ・早期発見し成人になるまでの過程を、しっかり継続して支援することで、自立支援に繋がれるのではないかと考える。それを継続的にサポートする体制を作れるかが、大人の発達障害への対応につながっていくのではないかと考える。

(2) ライフステージによる切れ目のない支援に向けて

- ・市内視察時に相手方から、進学等でライフステージが変わる前には、受ける相談の件数が増加する傾向にあるとのことで、ライフステージの変わり目での支援の重要性を感じた。
- ・発達障害支援に出口は無いと感じる。幼少期から成人以降も含めた支援を考えると、小学校から中学校、中学校から高校といったところを繋ぐ、一貫して記録するものの必要性を感じる。
- ・早期発見・早期療育が叶わなかった方を相談窓口につなげ、そういった方に充実した生活を送っていただけるようにできればと考える。
- ・市民からの相談を受ける総合的窓口となる「はあとふる」への負担が大きいと感じており、現状で適切に運営できているのか、疑問を感じた。委員間討議において「窓口の一本化」が重要であるという意見が出ているが、「東広島市子育て・障害総合支援センターはあとふる (以下、「はあとふる」と記載)」にかかる負担が大きいのであれば、まず一本化するための体制をしっかり整える必要がある。
- ・「はあとふる」のコーディネーターは市独自の人材ではない。長い目で見て独自

の人材育成を行い、体制強化を図る必要があるのではないかと。

(3) 市民周知・啓発について

- ・支援の「見える化」が必要と感じた。執行部に説明を受けた「発達障害支援の流れ」を基に、発達支援相談ができる医療機関、相談所、放課後デイサービス、就労支援（A・B）等がわかる、具体的な東広島市内マップを作成してはどうか。
- ・発達障害を持つ方でも、研究等で大成している場合がある。そういった成功例を伝えることで、社会の中で温かく迎えられる部分はあるのではないかと。
- ・保護者の方も含めて多様な方々が、発達障害の中でも明るく朗らかに取り組まれていることを知った。我々の認識も改める必要があると実感した。
- ・社会が発達障害について理解を深めるための活動は、既に本市でも行われているが、社会全体がどのように発達障害について受け止めていくかということが必要であり、発達障害を持つ方が生活しやすい、生きづらさがない社会をつくる必要がある。

(4) 発達障害に特化し、支援を体系的に整理した計画の必要性

- ・総合相談窓口は設置できれば理想的だが、一方で個別のメニューも充実させないと、サービスに繋がりを持たせられないのではないかと。個別支援計画の早期策定ほか、個々の施策を充実させることが必要と感じた。
- ・発達障害に特化した支援計画を策定している自治体もある。本市の場合、障害者計画の改定に取り掛かっているところであることから、この計画の改定にあたり、各部局が連携して、発達障害支援に関する部分の厚みを増やしてもらいたい。

8 まとめ

(1) 早期発見・早期支援・早期療育の重要性

早期支援・早期療育につなげるためには、早期発見が重要

- ・発達障害は早期に支援・療育を行うことで、将来的な自立につながる可能性が高まるとのことであった。早期支援・早期療育につなげるための、早期発見の重要性を改めて認識した。

⇒本市は、乳幼児健診や保育所巡回相談等、発達障害を早期発見するための取り組みを実施しており、この部分についてはある程度注力できていると判断できた。

診断待機や利用希望者すべてを受け入れられていない状況を認識

- ・早期発見できたとしても、支援・療育につなげるために診断を行う医師や医療機関が不足しており、最長1年弱の診断待機が生じている状況にあることを認識した。また、療育サービスを提供する事業所においても、利用希望者すべてを受け入れられているわけではないとのことであり、何らかの手立ては必要と結論付けた。

⇒医療機関や療育を行う事業所に対し、本市が直接できることは限られているが、診断、または施設利用等を待機されている方に対する支援を検討する必要があるものとする。

(2) ライフステージによる切れ目のない支援に向けて

ライフステージが変化すると課題も変化する

- ・人は進学や就職等のライフステージの進行につれ課題となる事柄も変化していくが、発達障害を持つ方はその課題の解決のために多大な努力が必要であることを認識した。小学校就学時の「就学支援シート」の作成や「教育委員会連携会議」を開催し児童・生徒の情報を部局間で共有するなど、各種施策を実施中ではあるが、ライフステージ間をつなぐ取組みを強化する必要性を確認した。
⇒東京都日野市の事例「かしのきシート」のような、対象者の支援履歴等を記録し、学校を含めた庁内の連携を容易とする取組みが必要と考える。
- ・社会構造が変化し、コミュニケーション・社会性の難易度が高まったことよって、大人になって発達障害を疑うことや、判明する事例が増加していることを認識した。
- ・発達障害の可能性がありながら診断を受けていない、いわゆる「グレーゾーン」にあり、生きづらさを感じている方も多いことを認識した。学齢期の不登校・成人期のひきこもりなど、発達障害が起因していると思われるものもあるとのことであり、そういった「グレーゾーン」の方への対応の必要性を確認した。
⇒発達障害の早期発見が叶わなかった方や、生きづらさを感じている人など、誰一人取り残さないような支援策の検討が必要ではないかと考える。

支援拠点施設の充実・総合相談窓口機能の強化

- ・支援を必要とする方は乳幼児から成人まで幅広く存在することから、東京都日野市の「エール」のように、発達障害支援に特化した施設で相談窓口を一本化し、一貫した対応を行うことが理想的である。
⇒ライフステージによる切れ目のない支援のためには、ワンストップ窓口が設置できることが理想ではあるが、土地や施設の空き状況等から鑑みて、本市の現状では難しい。
- ・本市は基幹相談支援センターとして「はあとふる」を設置しているが、障害全般を対象としていることや、発達障害専門のコーディネーター（市内の法人より派遣）が2名であること、相談件数が増加傾向にあることなどから、発達障害に係る人員は充足しているとは言い難い状況にあると認識した。
⇒しっかりとした支援を行おうとするのであれば、職員の確保が望まれる。コーディネーターを派遣する法人の状況など、勘案すべき状況はあるが、市独自の人材の育成等も含め、「はあとふる」の体制強化が望まれる。
人材確保については、市内に複数の大学がある本市の特徴を活かした手法も検討可能と考える。

(3) 市民周知・啓発について

発達障害支援施策や相談対応の流れの見える化

- ・支援を必要とする方は前述のとおり幅広く存在することから、わかりやすい市民周知を行う必要があるが、本市では「こどもの発達サポートナビ」などで周知は行っているものの、ライフステージを通じた支援の全体像が見えるものではないと認識した。

⇒現行の「こどもの発達サポートナビ」を進化させ、相談窓口や支援など施策の全体像が把握できる、わかりやすいリーフレットの作成が望まれる。

市民に発達障害に対する知識を深めてもらうために

- ・社会が発達障害について理解を深めるための活動は、各種セミナーの実施など、既に本市でも行われている。そういった取組みの成果もあり、発達障害に対する認知も高まっていると認識した。

⇒市民に発達障害への理解を深めてもらうための取組みは、既にある程度行われているが、市民が発達障害について正しく理解し、発達障害を持つ方を温かく受け入れられる社会の形成に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。

(4) 発達障害に特化し、支援を体系的に整理した計画の必要性

- ・現行の本市障害者計画にも発達障害への支援は既にある程度謳われてはいるが、各部局で実施する発達障害施策につながりを持たせ、ライフステージを通じて一貫した支援を行うためには、市としての考えや方向性を明確にしておく必要があると結論付けた。

⇒一貫した支援を行うためには、(1)～(3)に掲げることを踏まえ、発達障害支援を体系的に整理した上で、発達障害に特化した単独の計画を策定する、あるいは改定予定の計画に発達障害支援について強く盛り込んだものとする
ことが望まれる。

文教厚生委員会研修会報告書

1 テーマ

「発達障害への支援について」

2 研修会の目的

上記テーマについて調査・研究を進めることに先立ち、発達障害に関する基礎的な事項及び求められている支援の内容について、改めて整理し、委員会の共通認識とすること。

3 実施日

令和3年11月11日

4 講師

広島県発達障害者支援センター センター長 西村 浩二氏

5 内容

- (1) 全体講義「発達障害の現状と課題～基本的理解と支援～」
- (2) 質疑応答・総括等

※詳細は別添資料①のとおり

6 講師への主な質疑

※質問時間超過の事後送付分も含む

- Q 10年前と比較して、発達障害についての認知度はどの様に変化しているとお考えか。
- A 10年前と比較し、発達障害の認知度が高まっていることは間違いない。一方で、場の空気を読めない人等を「あの人は発達障害だ」と誤解する人も、認知度の高まりと同時に増えており、高まってきているがゆえの弊害と言えるかもしれない。保護者が子どもの障害の有無を周囲に伝えづらい背景として、差別的な目で見られること等を不安に感じる方は多いと思われるが、発達障害を受け入れやすい地域とするためには、発達障害をオブラートに包んだままとすることの方が弊害は多いと考える。
- 保護者が「発達障害であることはよくないこと」と感じずに済むよう、不安を抱える方に寄り添いつつ、当事者が自信を持って周囲に発達障害であることを伝えられるような環境や社会の仕組みを作っていくことが大事と思う。
- Q 幼少期から一緒に育っていれば、当人の特性等がわかりやすいのだが、他の地域から引っ越して来た方などは、地域としてどのように受け入れればよいのか。
- A 予備知識が無いと、障害のある方を避けてしまうのは、仕方がないことだと思う。子どものベースとなる知識として、「いろんなタイプの人間がいる」ということを早い時期に認識してもらう必要があるのではないかと考える。目に見える障害を

含め、早期に触れる機会があっても然るべきではないか。

Q 発達障害について、啓発等をしていくことの大事さを感じたが、貴センターのように啓発を行える方が本市内にどのくらいいるのか、教えていただきたい。

A 発達障害については、現在注目度が高まっていることもあり、医療・大学・福祉・教育など、関係する専門家・支援者は増えているため、本市内にも講演等を行える方は一定数いるものと思われる。市も昨年度から、健康福祉部が啓発セミナーという形で、地域に出向いたりしながら、研修する事業を行っている。たくさんの方に正しい知識を広げていくことが理想的だが、一足飛びに行くことは難しい面があるため、戦略的に進めていく必要があるのではないかとと思われる。

Q 発達障害を持たれている方の中で、症状の重さはまちまちで、幼少期と比べて青年期・成人期は窓口が少ないとのことであるが、もう少し詳しく教えて欲しい。

A 幼少期は健診等により指摘を受けやすいので、それをきっかけに病院や相談窓口につなげることができる。また、早期発見が大事であるという認識の高まりや、民営化が解禁されたこともあり、発達障害を支援するサービスを提供する事業者も増えてきた。市内でも放課後等デイサービスを行う事業者が、20年前は全くなかったが、現在は三十数件程度あるものと思う。

ただ、事業者の数は増えたがそこで何を学ばせるかが大事であると考えている。障害自体は治らないが、適応するための技術を身に付けたり、周りとのかかわり方を覚えることで、社会の中で生活しやすくすることはできる。どのようなアプローチで、発達障害を持つ子どもたちに何を身に付けさせるのかという考え方を検討し、しっかりした方向性を持たないといけないと考える。

Q ディスレクシアについて、過去の執行部の答弁で、本市は十分に実態把握できていないこと、また本市にはディスレクシアに特化した支援は無く、東広島市子育て・障害総合支援センター「はあとふる」で支援を行うという答弁があった。県内でディスレクシアへの対応を行っている市町があれば、ご教授いただきたい。

A 広島市は、学習の困難さを解消するため、タブレットを用いて、書くこと等を補助するなど、新たな取組みを行っている。これまでに無いものを導入することに柔軟に取り組む地域は増えているように感じる。

ディスレクシアは、地域の社会資源によって人数の差異が大きいのではないかとこの印象を持っている。詳細な診断ができる医師であれば、ディスレクシアに特化した診断ができる場合もあるが、そうでない場合は学校に行って初めて困難な状況に直面し、相談に来られるというケースが多い。ディスレクシアを含めた学習障害は、学齢期特有の症状である。潜在的には学習に困難さを感じる方は一定数存在しているものと思うが、「勉強が苦手である」と判断して専門機関を受診しない方もいるものと思われ、診断名が伴わない場合が多くあるものと考えられる。読み書きの問題は、練習だけではどうにもならないものであるため、「パソコンやタブレットに書ければよい」と認められる学校現場になっていかないと、前に進

みづらい部分がある。県の教育委員会では、試験等でもその辺りを認めていく流れにはなっているので、少しずつではあるが、変わってくる地域はあるものと思われる。

Q 広島市では、「発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を6か年計画で策定されているが、こういった計画を策定する意義について、お考えを伺う。また、発達障害に対する支援体制がしっかりしている自治体をご存知であれば、ご教授いただきたい。

A どの分野を中心として先進地を定義するかによって、提示できる地域は変わってくるが、「教育と福祉の連携」という面の先進地としては、滋賀県が早くから相談窓口を設置し、教育・福祉が一緒に対応できるようにしている。窓口に関分分野の職員が一緒に入ること、部局の垣根を取り除くことができ、お互いの文化の違いを理解することができる。

こういった仕組みを作っている地域はほかにもある。地域を調べておく。

⇒（後日回答部分）計画を策定するということは、市としての考えや方向性を明確にするということでもあり、計画を遂行することでどのような効果が期待できるのかを市民にも知っていただく良い機会と考える。行政、関係者、事業者等が方向性を共有するためにも、策定する意義は大きいものとする。

先進地については、東京都日野市には18歳までを対象にした発達・教育支援センター「エール」が設置されており、福祉部門と教育部門が一体になって継続的な支援をする仕組みを作っている（国の報告会においても紹介あり）。その他、新潟県三条市、滋賀県湖南市等の取組みも「改正発達障害者支援法の解説」発達障害の支援を考える議員連盟編著に紹介されているため、参考とされたい。

Q （事後送付分）発達障害は、乳幼児期は健康診断機会が多いことなどの理由で、発見しやすくなっていることは理解したが、それでも生活環境の変化等により遅れて顕在化する事例もあることなど、すべてが早期発見できていないことも合わせて理解した。この際、早期発見の障壁となっている要因として、どのようなものが考えられるか。

A 診断を受ける前の保護者の気持ちについて、参考資料を添付するため、ご参照されたい（別添資料②参照）。

近年の保護者は事前にインターネット等で発達障害に関する情報を入手していることも少なくないため、健診等で相談があった際に、どのように対応するかによっても反応が違ってくるのではないかとと思われる。発達障害について「腫れ物に触るような」印象として受け止められないような配慮が必要ではないかと考える。子育てのしづらさに対して、保護者の気持ちに共感することが前提ではあるが、かわり方に工夫が必要であること、そのためには、子どもの状態をどのように理解していくのか、ということと一緒に考えていく過程の延長上に、診断や療育を受けるといった流れがあると思われる。

- Q (事後送付分) 発達障害の早期発見は重要なポイントであると認識している。本市の現状について、「はあとふる」に相談対象者が多く、支援が行き届いていないと研修を通して指摘され、対策として「相談窓口の整備」や「支援力の強化」といった提言をいただいた。対象者数の増加や多様化に対応できる支援組織も必要となると考えられるが、これらを築き上げていくための具体について、お考えを伺う。
- A 発達障害の潜在的な人数やニーズの多様さ、現場で抱えている課題を踏まえると、発達障害に特化した窓口の整備が必要と考える。東広島市としての方針（目指す方向性や支援の考え方等）を明らかにするために、実態調査を経て、今後のビジョンを示すための計画の策定委員会の設置等を検討するという方法もあると考える。

7 委員意見

- (1) 発達障害は先天的な脳の機能障害であり、早期発見・早期支援が必要であるが、なかなか発見しにくい。人間関係がうまくいかないといった生きづらさを感じながら、大人になるまで気づかないことも多い（潜在的発達障害の多さが課題）。ひきこもりの方（推定 100 万人）も何らかの障害を抱えている人が多く、発達障害もその一つであるとのことである。本市においては、発達障害の診療機関は比較的充実しているものの、市外からの診療希望者も多く、諸新待機期間は半年から 1 年に及ぶ。早期診断ができる体制整備と、相談窓口を一本化するなど、当事者が相談しやすい環境を整えることが大切であると感じた。
- また、小中学生の約 11% が何らかの発達障害を抱えていると推定されることとであり、市内に放課後デイサービスを提供する事業者も 30 か所程度あるとのことだが、支援のための拠点施設の整備が望まれるところである。
- (2) 発達障害の現状、診断基準、なぜ増えたのか、各年代の状況など詳しく説明していただき、非常に勉強になった。発達障害については作業療法士として学んではいたが、最近の増加傾向の原因として、社会の息苦しさ、生きにくさが背景にあると感じた。産業構造の変化により、サービス業などの対人交流を必要とする第 3 次産業が増え、発達障害のある方々の困難さが問題視されやすい状況であり、またそれを少し許容できるだけの余裕が社会にないこと、問題視されやすい、すぐ診断に結びつけられてしまうという現実があると納得できた。
- まず、この様な発達障害の理解につながり、人々がその方々を温かく受け入れられる地域にすることも必要ではないかと感じた。それと共に、東広島の今ある支援内容を縦割りではなく各部の情報が共通して利用、活用できる発達障害支援室の様なものをつくり、一般の方が相談できる支援体制の構築も急務であると感じた。幼児、学童、生徒のみならず仕事や対人関係に困難を抱える大人の発達障害支援体制作りも必須であると感じた。
- 今回の調査で、現状の把握や先進地の調査を通して、東広島の今ある支援を体系化し、足りない部分を補強した、本市の発達障害支援プログラムについて、提案ができるよう皆で頑張っていきたいと非常に意欲が湧いた。

- (3) 市民の方から、発達障害のお子さんに関する相談を過去に受けており、相談内容としては、「保育園での巡回相談の際、療育につながるまでの道筋を保護者にも伝えてほしい。」、「市役所や医療機関等、関係機関に行くたびに子どもの様子を書かされたが、簡略化できないか。」、「病院や療育センターの予約を取るのに時間がかかる。」、「悩んでいる保護者が気軽に相談できる場所はないか。」、「療育施設が17時に閉まるが、共働きの保護者としてはもう少し長く開いてほしい。」、「療育に繋がるまで、医療機関等と市役所にかなり足を運んだ。」といったことであった。相談者の方は、教育関係の職に就いておられ、相談所での手伝いなど、本市のために力になれることがあればとおっしゃっていた。

こういったこともあり、今回の西村センター長の講演の中で、講演資料の「東広島市の就学前支援・就学中支援の状況」、「東広島市で必要な支援」の項目について、特に真摯に取り組むべき課題であると感じた。

- (4) 研修会を受講して感じたこととしては、受講前までは、発達障害について多少の知識はあるつもりでいたが、自分が思っていた以上に多くの方が、発達障害の症状を持っていることに驚きを隠せなかった。また、近年は夫婦間での違和感も問題となってきていること、外国籍の方も発達障害について相談に来られることなど、認識を新たにしたところである。

今後は、発達障害は幼児期における、早期の発見と対処が必要とされるが、例えば保育所の気になる児童の行動について、更には学齢期・青年期における児童・生徒と関わりを持つ教職員に対する研修や、職員の育成など、市の対応について提言できるものについて、調査・研究を進めていってはどうかと考える。

- (5) 先生は本市の現状を、「はあとふる」に相談対象者が多く、支援が行き届いていない状況であると指摘されていた。また、今後の対策として、「相談窓口の整備」や「支援力の強化」といった提言をされており、これらのことは非常に重要なポイントであると認識した。「はあとふる」の現状に関して、調査及び執行部への聴き取りを実施してはどうかと考える。

- (6) 講師がおっしゃることはすべてその通りと感じた。総合相談窓口は設置することが理想的と考えるが、一方で個別のメニューも充実させないと、サービスに繋がりを持たせられないのではないか。個別支援計画の早期策定や、現場で従事する教育者の増員（大学教育への支援）、放課後デイサービスの行き届いていない地域への支援など、個々の施策を充実させることが必要と感じた。

【参考】 上記意見で掲げられている論点

- ・ 早期発見のための相談体制の構築
- ・ 支援拠点施設と個別支援メニューの充実
- ・ 保育士、教員などの研修
- ・ はあとふるのあり方

発達障害の現状と課題 ～基本的理解と支援～

広島県発達障害者支援センター
西村浩二

1

トピックス

- 広島県発達障害者支援センターについて
- 近年の発達障害に関するトピックス
- 発達障害とは
- 様々な課題
- 必要な支援

センター開設からの流れ

年度	経過
平成14年	自閉症・発達障害支援センター開設（8センター）
平成17年	発達障害者支援法施行、「発達障害者支援センター」と改称 （10月に広島県発達障害者支援センターが開設）
平成22年	障害児・者に発達障害も含まれることが明記 （障害者基本法、障害者自立支援法、児童福祉法）
平成28年	発達障害者支援法改正
令和2年	全国に計97の支援センターが設置（ブランチ含む）

発達障害者支援法の改正内容の概要(1)

目的・基本理念（1条、2条の2）

- 【個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように】**（新）**発達障害の早期発見と発達支援を行い、【支援が切れ目なく行われる】**（新）**ことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、【障害の有無によって分け隔てられること無く（社会的障壁の除去）】**（新）**、【相互に人格と個性を尊重（意思決定の支援に配慮）しながら共生する社会の実現に資する。】**（新）**

定義（2条）

発達障害者とは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害）がある者であって、発達障害及び【社会的障壁により】**（新）**日常生活または社会生活に制限を受けるもの

国民・事業主等

- 国民は、【個々の発達障害の特性】**（新）**等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める。（国民の責務 4条）
- 【事業主は、発達障害者の能力を正当に評価し、適切な雇用機会の確保、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努める。】**（新）**（就労の支援 10条）
- 大学及び高等専門学校は、【個々の発達障害者の特性】**（新）**に応じ、適切な教育上の配慮をする。（教育 8条）

発達障害者支援法の改正内容の概要(2)

国及び地方公共団体

関係条項	改正の概要	国	都道府県	市町村
責務(3条)	【相談体制の整備】(新)を新設 関係機関間の協力部局の例示に【警察】(新)を追加	○	○	○
児童の発達障害の早期発見等(5条)	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】(新)を追加			○
教育(8条)	本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】(新)に在学する者を追加 【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】(新)十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、】(新)適切な教育的支援を行うこと、【個別的教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】(新)、【いじめの防止等のための対策の推進】(新)を規定	○	○	○
情報の共有の促進(9条の2)	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】(新)を新設	○	○	○
就労の支援(10条)	就労支援の主体として【国】(新)を追加し、内容に【就労定着のための支援】(新)を追加	○	○	
地域での生活支援(11条)	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】(新)を追加			○
権利利益の擁護(12条)	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】(新)を追加	○	○	○
司法手続における配慮(12条の2)	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】(新)を新設	○	○	○
発達障害者の家族等への支援(13条)	家族への支援(家族の監護の支援)の対象に【その他の関係者】(新)を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】(新)【情報の提供】(新)や【家族が互いに支え合うための活動の支援】(新)を追加		○	○
発達障害者支援センター等(14条)	発達障害者支援センターの設置について【当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をする】(新)を追加		○	
発達障害者支援地域協議会(19条の2)	都道府県が置くことができる協議会として【発達障害者支援地域協議会】(新)を新設		○	
国民に対する普及及び啓発(21条)	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】(新)を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】(新)を追加	○	○	○
専門的知識を有する人材の確保等(23条)	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】(新)を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】(新)を追加	○	○	○
調査研究(24条)	考慮事項に【性別、年齢その他の事情】(新)を追加し、調査研究の内容として、【個々の】(新)発達障害の原因の究明等を追加	○		

※(新)は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項

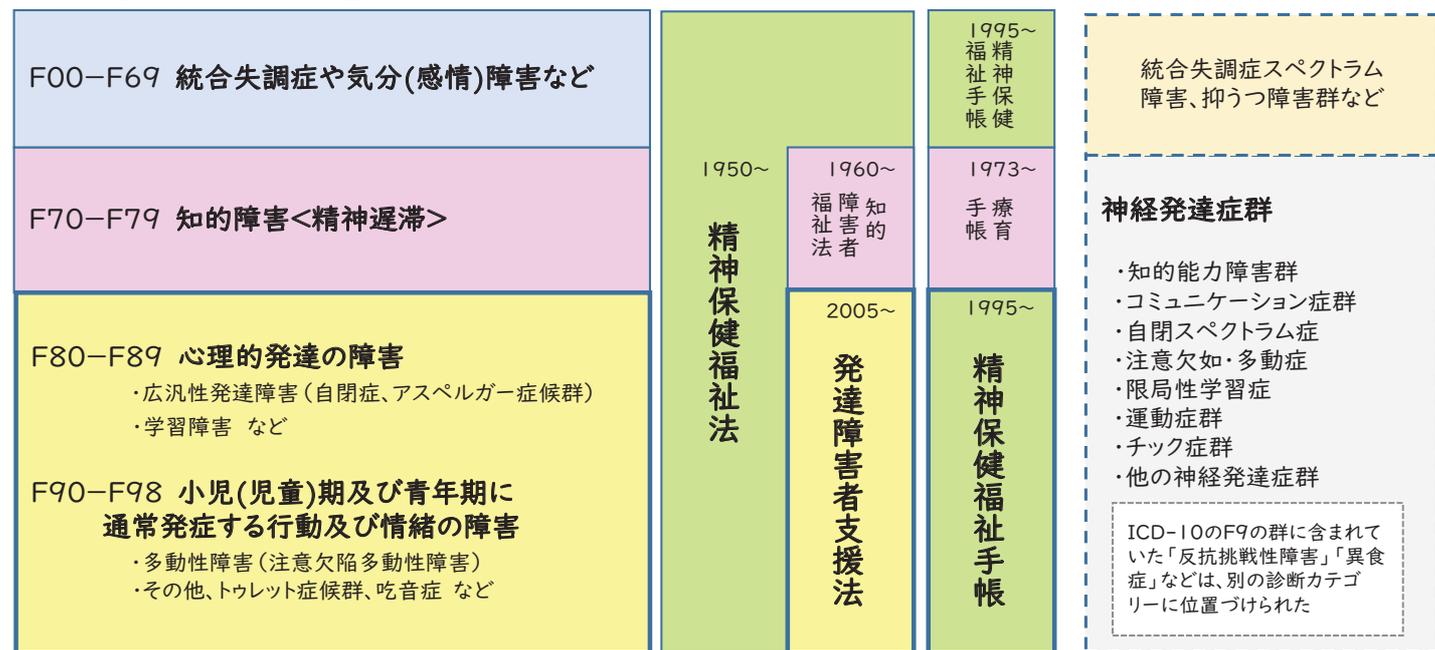
【発達障害の定義】

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害(発達障害者支援法第2条)

※ICD-10(疾病及び関連保険問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害(平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

ICD-10(WHO)

*1990年にWHO総会で採択。現在は平成15年に一部改正されたものを使用。改訂版が公表されたが、日本版は今後審議を経てからの施行となる見込み。

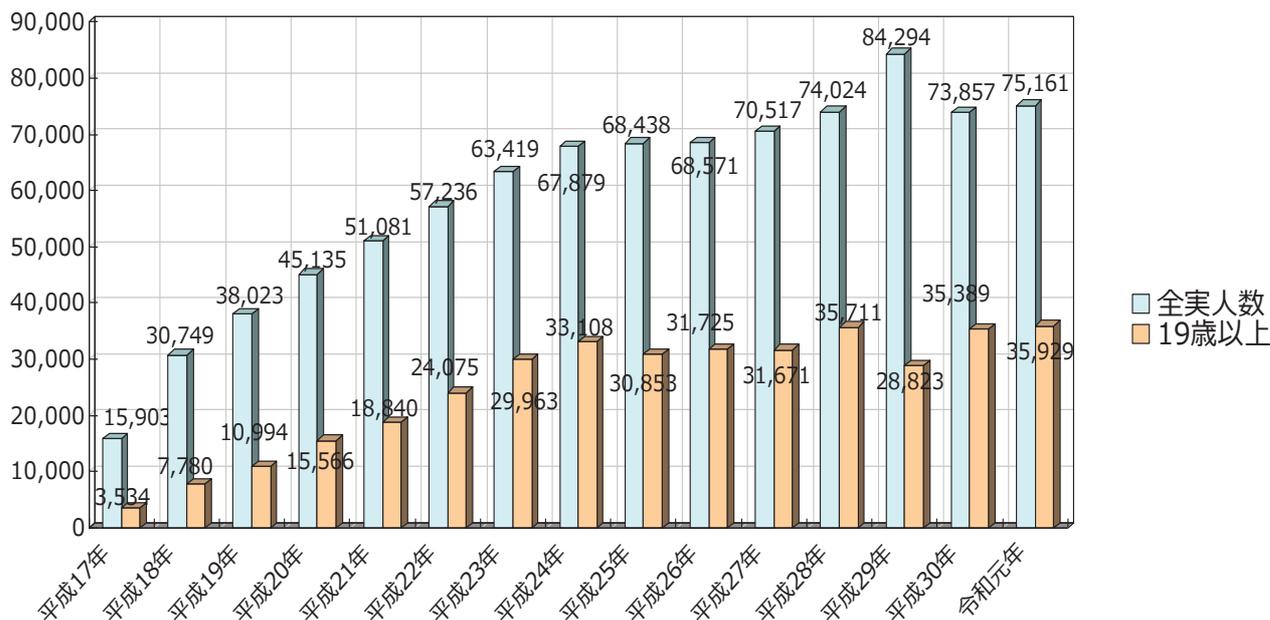


「精神障害(発達障害)を含む」と明記している法律

障害者基本法(第2条)、障害者総合支援法(第4条)、児童福祉法(第4条)
障害者虐待防止法(第2条)、障害者差別解消法(第2条)、障害者雇用促進法(第2条)

全国のセンターの相談状況

発達障害情報・支援センターHPより



- 成人相談の割合は増加傾向にあり、半数近くを占めている。
- 広島県のセンターでは相談者の約8割は成人期のケース。

広島県のセンターの業務

職員構成：

相談支援担当（社会福祉士）：1名、発達支援担当（公認心理師等）：2名
就労支援担当：1名、地域支援マネージャー；2名

相談支援・発達支援

- ・発達障害やその疑いのある子供から大人からの相談対応・アセスメント
- ・家族や関係者からの相談対応

相談支援・就労支援

- ・就職に関する相談対応、福祉的就労に関する相談対応
- ・就労支援機関との連携及びアセスメント協力

普及啓発・研修

- ・県民や企業関係者等への発達障害に関する理解啓発の企画実施
- ・地域の支援者を対象とした人材育成のための研修実施

関係機関との連携

- ・各市町の支援機関に対して発達障害への対応を行うよう働きかけ
- ・ネットワークの構築、社会資源等の開発支援等

近年の発達障害に関するトピックス

- 診断基準の見直し:日本ではWHOが示すICD(「疾病及び関連保健問題の国際統計分類(国際疾病分類)」の基準に基づいており、国内の法律や公的文書はICDの診断基準に沿って作られている。
- その改訂版であるICD-11の日本語訳版が数年以内に発行されるため、様々な領域に影響があるものと思われる。

たとえば、現在考えられている案は
 (現行) (新しい名称)
 自閉症 ⇒ 自閉スペクトラム症
 学習障害 ⇒ 発達性学習症
 多動性障害 ⇒ 注意欠如多動症

※ 医療機関によっては、DSM-5(米国精神医学会が出版している、精神疾患の診断基準・診断分類)を採用しているため、法律用語と違った診断名となっている。

近年のトピックス

- 外国にルーツを持つ人に対する対応
- 強度行動障害への対応
- 就職活動に困難を抱える学生の支援
- 高年齢期の発達障害

センターの相談内容

幼児期

- 保育所の気になる園児についての相談
- 健診事後教室への関与
- 診断をしてくれる医療機関の紹介について

学齢期

- 学習上の課題や対人関係に躓きのある児童・生徒について、行動観察とアドバイスが欲しい
- 就学相談に関するアセスメント依頼
- 教職員に対する研修

青年期

- 異性とのかかわり方について
- 中学・高校卒業後の進路について
- ひきこもりや精神疾患等の二次的な症状

成人期

- 就職活動の不調や就労困難
- 職場不適合や人事異動等による環境変化
- 結婚・子育て・夫婦間の問題について
- 金銭問題等の生活課題について

高齢期

- 近隣住民の問題行動について
- 親の行動から発達障害を疑い、関わり方の相談をしたい
- お金を散財したり家が片付けられなかったりすることから、本人にどう働きかけたらよいか知りたい

発達障害がクローズアップされた背景

医療	診断基準の拡大(自閉性障害⇒自閉スペクトラム症)
教育	1990年代後半の学級崩壊から特別支援教育に至る過程
司法	2000年 豊川市主婦殺人事件をはじめとする少年犯罪の増加
福祉	知的障害の顕在率の低さ(近年の療育手帳取得者の増加)
労働	第一次産業(自然)～第二次産業(モノ)から第三次産業(ヒト)

社会の構造が変化することに伴い、高度な対人能力やどのような状況においても臨機応変な対応ができる社会性を持っていなければ、「障害」と認定されてしまう時代になった。

特別支援教育の対象は1割の時代

令和元年5月1日現在

義務教育段階の全児童生徒数 973万人

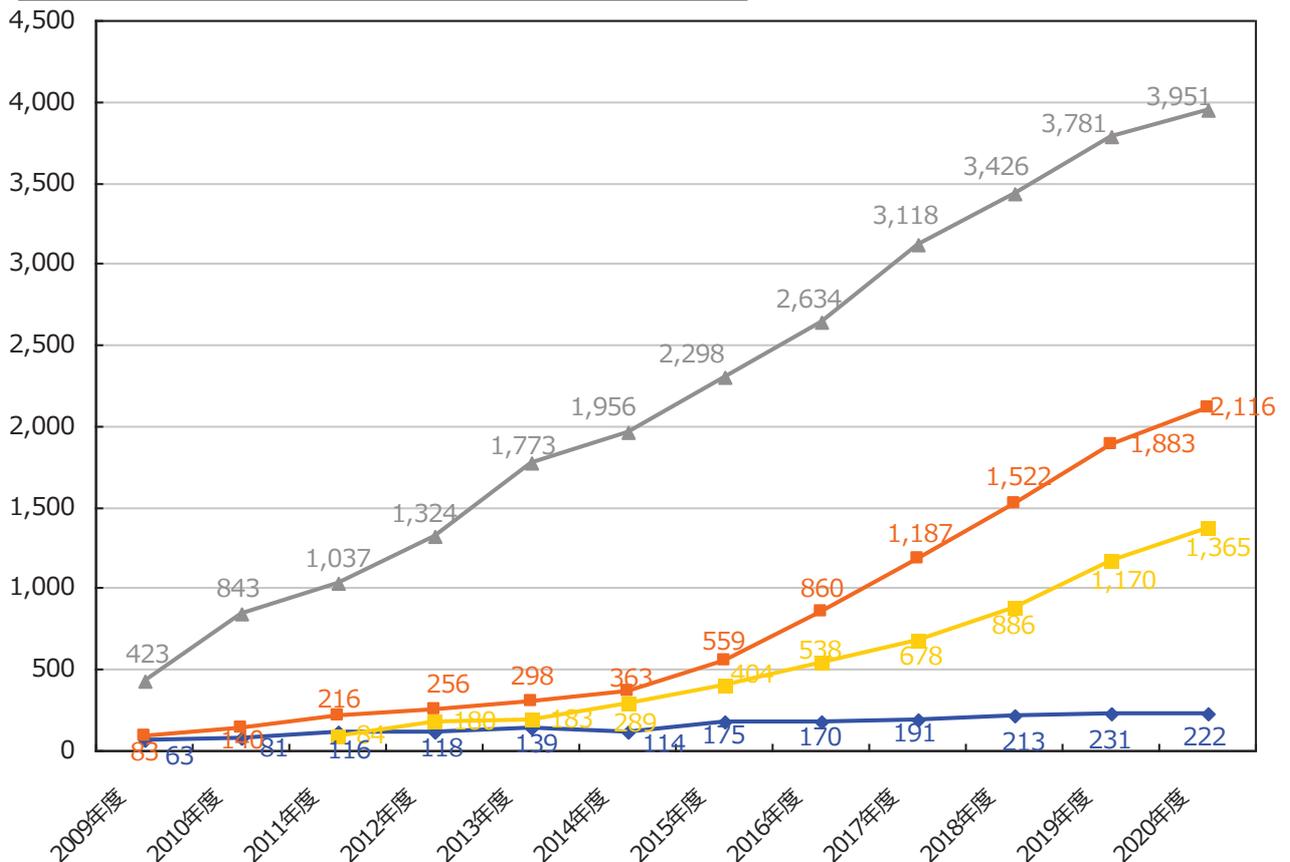


特別支援学校	視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由	H21年比で1.2倍 0.8% (約7万5千人)	} 5.0% (約48万6千人) 約11%
小学校・中学校 特別支援学級	視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害 聴覚障害 病弱・身体虚弱 知的障害 言語障害	H21年比で2.1倍 2.9% (約27万8千人)	
小学校・中学校 通常の学級(通級)	視覚障害 肢体不自由 自閉症 聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害	H21年比で2.5倍 1.4% (約13万3千人)	
小学校・中学校 通常の学級	発達障害の可能性のある児童生徒 (平成24年文部科学省調査) <small>※学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の判断によるものではない。</small>	6.5%	

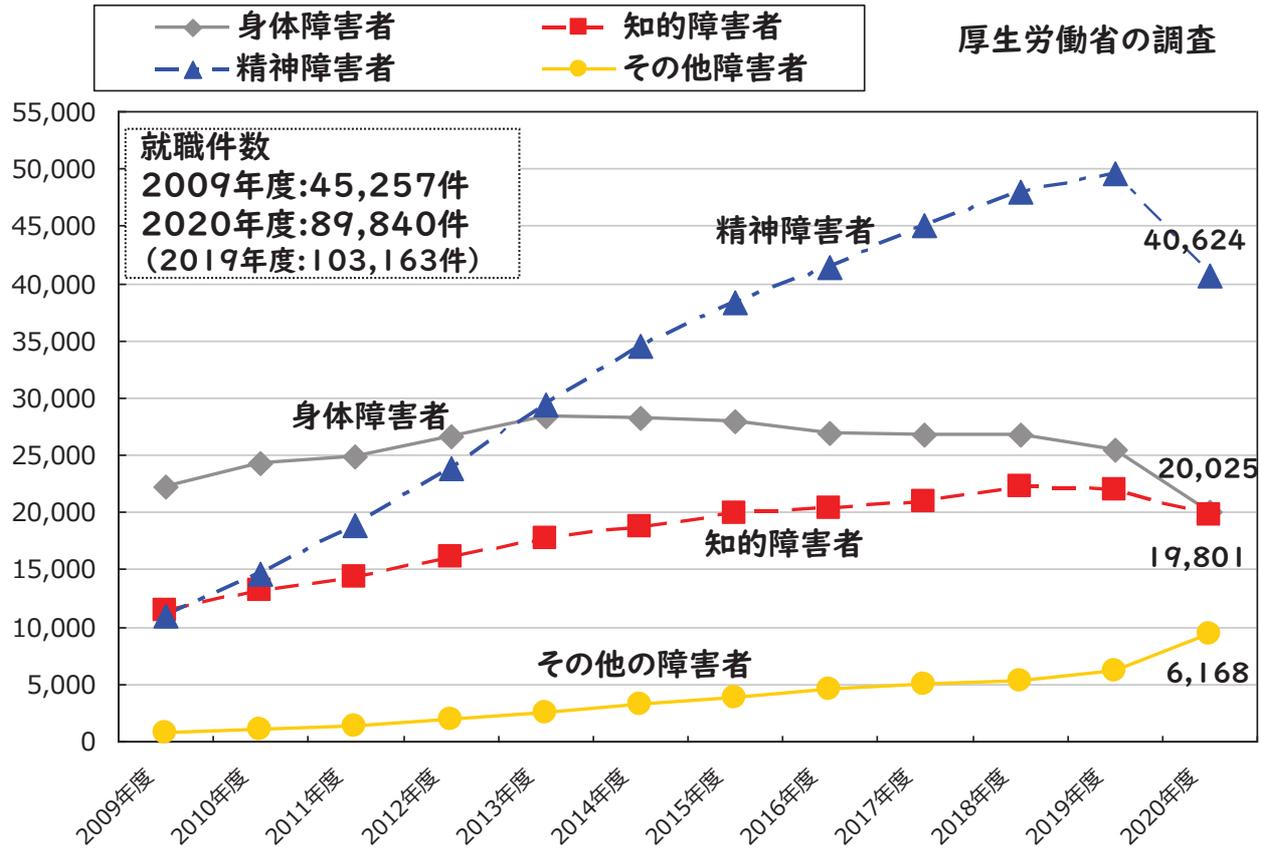
発達障害の特性がある学生の増加

日本学生支援機構の調査

◆ SLD ◆ ADHD ◆ ASD ◆ 発達障害の重複



障害種別に応じたハローワークにおける就職状況



※その他の障害者については、令和2年1月のシステム刷新の影響により、障害者手帳を所持する方も一部計上されている。

産業構造の変化と障害との関係を考えてみると

	第一次産業	第二次産業	第三次産業
主な産業	農林漁業、鉱業等	建設業、製造業、電気・ガス業、鉱業等	サービス業、卸売、小売業、医療・福祉等
対象	自然が相手	モノが相手	人が相手
必要とされるスキル	忍耐力 地道な作業	協調性 職人技	高度なコミュニケーション能力 臨機応変な対応
顕在化した障害	身体障害	知的障害	精神障害 発達障害

コミュニケーション・社会性の難易度はどんどん高く

第四次産業へ(AI、ロボット工学、生物工学...)

国内のひきこもりの推計数

国内のひきこもり者数は

満40歳から満64歳まで

平成30年度調査

広義のひきこもり群

61.3万人

満15歳から満39歳

平成27年度調査

広義のひきこもり群

54.1万人

発達障害とひきこもり

- ひきこもりと発達障害の関連
- 男性:26.3% 女性15.8% に発達障害、もしくはそう思われるというデータがある(NPO法人全国引きこもりKHJ親の会調査)

「ひきこもり」とは

○ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む、就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。(他者と関わらない形での外出をしている場合も含む)

・ひきこもりには、確定診断がなされる前の精神障害が含まれている可能性がある。

＜思春期・青年期ひきこもりケースの背景にある精神障害の実態把握＞

- ・実施方法: H19~H21年度に、全国5か所の精神障害保健福祉センターにひきこもりの相談に訪れた16歳~35歳の方(本人の来談)184人に精神科的診断を実施(分担研究者:近藤直司の調査による)
- ・結果: 診断の確定は約8割に当たる149人、情報不足等のための診断保留が35人
 - 第一群(統合失調症、気分障害等の薬物療法が中心となるもの)49人(32.9%)
 - 第二群(広汎性発達障害や精神遅滞等の生活・就労支援が中心となるもの)48人(32.2%)
 - 第三群(パーソナリティ障害や適応障害等の心理療法的アプローチが中心となるもの)51人(34.2%)
 - 分類不能1人(0.7%)

・背景にある精神障害の診断や治療だけではなく、ひきこもりがもたらす「自立過程の挫折」に対する支援も必要である。

出典: H19~21年度「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の事態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(厚生労働科学研究 主任研究者 齋藤 万比古)

発達障害と認知症

レビー小体型認知症は、注意力や覚醒状態が時間帯や日によって変動する認知機能障害のほか、幻視、パーキンソン症状、レム睡眠行動障害、精神安定剤や睡眠導入剤などの薬剤に対する過敏症、繰り返す転倒・湿疹、自律神経障害などを特徴とする認知症のこと。

アルツハイマー型に次いで2番目に多い(約20%)。

- ADHDを背景としたレビー小体型認知症は約3倍の発症率がある。

アンジェラ・ゴリムストック(イタリア)によると

- ADHDとアルツハイマー型認知症の合併率:15.2%
- ADHDとレビー小体型認知症の合併率:47.8%
- 健常な老人の場合:15.1%

発達障害とは

- 発達障害の症状は、先天的な脳の機能障害が原因となり生じる。
- 詳細なメカニズムや、なぜ脳機能障害が引き起こされるのかははっきりとは解明されていない。

考えられる原因とメカニズム



ASDに関して、一卵性双生児間では発言率が5~7割という研究結果がある。どの遺伝子がどのように関連して症状を引き出すのかについては分かっていない。

ADHDの場合、母親の妊娠中の喫煙・ストレス等が関与。周産期における低出生体重児複数の遺伝子要因と環境要因が相互に影響することによってリスクを高めていると考えられる。

行動の背景には脳の働きが関係



自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害

- ASD (Autism Spectrum Disorder) と呼ばれる。
- スペクトラム: 連続体 特性の強い人もいれば弱い人もいる、特性の中身も個々で異なっている。

ASDの原因

脳の機能の偏りが原因といわれているが、まだ解明されていない。複合的な要因が関与しているという説が濃厚であるといわれている。

診断方法

DSM-5等の診断基準に沿って診断が行われる。成育歴・病歴・家族・周りの環境などの情報を統合して診断される(面接や検査を中心)。

治療方法

治療方法はない。しかし特性を踏まえて、自分に合った対処法や環境調整、スキルを身に付けていくことで、困りごとを軽減していく。

自閉スペクトラム症の特徴

コミュニケーション・対人関係の問題

- ・相手の立場に立って考えることが苦手
- ・話し言葉が遅れている
- 言葉を字義通りに解釈する
- ・曖昧な表現や幅のある表現を判断することが難しい
- ・興味のあることを一方的に話し、会話になりにくい

強いこだわり・限られた興味

- ・興味の対象が限定的で偏りが大きい
- ・いつもと違う状況に対応できず、融通が利かないと思われる
- ・特定の感覚刺激を嫌う
- ・いつもと同じ方法を好む一方、急な予定の変更を嫌がる

※5歳における国内ASDの有病率:3.22%:弘前大学大学院医学研究科(2020)

注意欠如多動症／注意欠如多動性障害

- ADHD(Attention Deficit Hyperactivity Disorder)とも呼ばれる。
- 人口調査によると子供の約5%及び成人の約2.5%にADHDの症状があることが示されている。

ADHDの原因 行動などをコントロールしている神経系に原因がある脳の機能障害、特に前頭葉の働きが弱いことが関係していると言われている。

診断方法 DSM-5等の診断基準をもとに診断される。子供の頃の様子や仕事や生活に関する情報が必要になることがある。複数の場面で症状がみられていることが条件の一つ。

治療方法 「薬物療法」:症状を改善するために服用する。「環境調整」:苦手分野を補うため生活環境や人間関係を見直す。「認知行動療法」:考え方や価値観のゆがみを改善し、状況や場面にふさわしい行動がとれるようトレーニングする。

限局性学習症の特徴

●3つのタイプと特徴

読字障害
(ディスレクシア)

見た文字を判別し、音にして読むことが苦手

書字障害
(ディスグラフィア)

文字を書くという動作が苦手

算数障害
(ディスカリキュリア)

算数、推論が困難

参照:LITALICO発達ナビ コラム

読み書きへのアクセスを保障する

令和元年度 読み書きの困難のある児童生徒へのICT機器等を活用した学習指導・支援の研究より

読み書きについて特別な支援を必要とする児童生徒は2.4%(文科省,2012)

印刷物や紙と鉛筆の使用が難しい⇒それに代わる教材や文具の必要性

実態把握:読み書きの困難な状況を明らかにするアセスメント

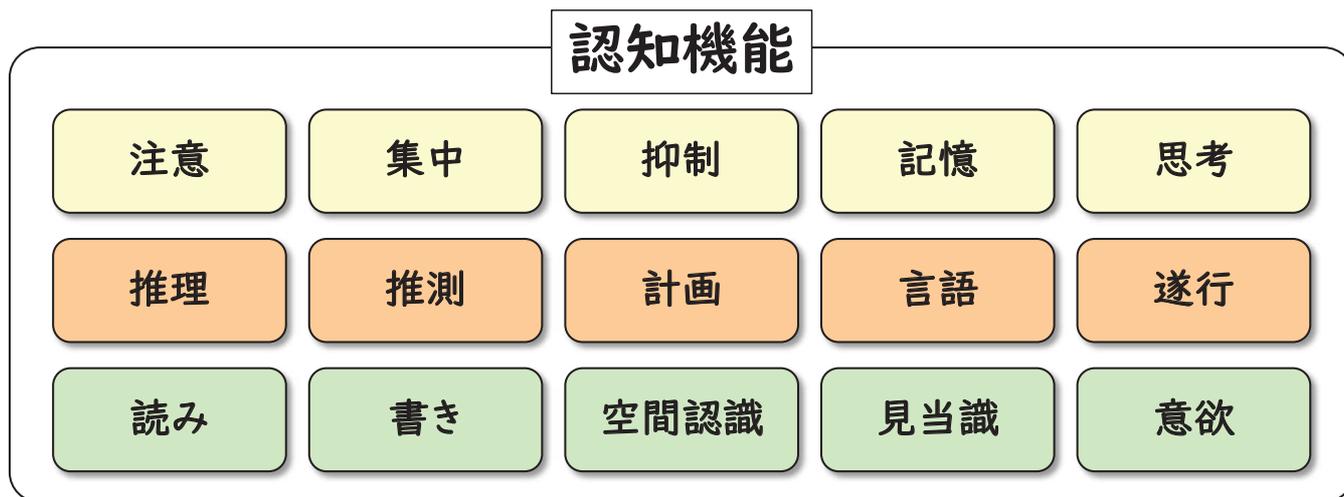
ICT機器や音声教材を活用した読み書きの代替手段の確保

児童生徒へのICTを活用した学びの指導

地域及び学校を挙げた支援体制の構築

認知の多様性

- 誰にでもある認知の働きが、発達特性の強い人の場合、偏りや遅れとして顕著になる。
- その状態が極端に現れることによって、「生きづらさ」としての発達障害となる。



発達障害支援に係る課題

- 初診待機が長期化
- 早期発見・早期支援
- 教育と福祉の連携
- 多様化・複雑化した成人期支援
- 親支援
- 居場所づくり

発達障害は年代ごとの課題が様々

幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診：市町村ごとで発達障害が疑われる児童の発見割合にかなりのばらつきがある ● 受診：初診待機の期間が長期化、専門医の不足 ● 支援体制：児童発達支援センター等の専門機関の不足
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習困難：ICTの活用、就学相談の児童生徒数の増加 ● 対人関係：違いを許容できる環境づくり ● 放課後児童クラブ：対象児童の多さと支援体制の不足 ● 不登校：多様な教育環境、居場所づくり
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次的な症状の現れ：うつ等の精神症状への早期介入 ● 異性との関係：早期からの性教育 ● 進路選択：中学校卒業後、高校卒業後の多様な選択肢 ● ひきこもり：家族支援、相談体制、居場所づくり
成人期	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職活動：相談体制、企業への啓発 ● 職場不適合：就業困難、昇進・異動による環境変化 ● 家庭生活：結婚・子育ての不安、夫婦問題、虐待問題 ● 生活支援：生活困窮、80-50問題、触法問題

その他の課題

家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 受診前後、子育て期における家族へのサポート体制 ● 不適切な養育に至らない予防的対応 ● ペアレントトレーニング等の親の支援力強化 ● ペアレントメンターによるピアサポートの体制
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢発達障害者への支援のノウハウ不足 ● ケアマネジャー、地域包括支援センターとの連携 ● 高齢者施設等への支援 ● 民生委員や近隣住民への啓発
情報の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校間の引継ぎ(縦のつながり) ● 学校から他の機関への引継ぎ(横のつながり) ※学校と放課後等デイサービスの連携(管理職の理解) ● 教育分野におけるケース会議等の他機関からの参加
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門スタッフの増強、相談体制の強化 ● 教育と福祉の相互的な連携体制 ● 相談窓口の一本化 ● 多様化、複雑化した相談内容への対応

就学前支援と東広島市の状況

早期発見

- 乳幼児健診後のフォロー教室（パオパオ教室）において、要支援児が増加している。
- 親への支援とともに、早期支援につなげることと受け皿の整備が必要。

早期発達支援

- 福祉型児童発達支援センターが現在一ヶ所あり、令和5年度までに一ヶ所増の計画がある。
- 単発や併用利用が多く、療育効果についての検証が必要。

保育面での支援

- はあとふる等において、市内保育所等への巡回相談を実施しているが、対象者が多く支援が行き届かない
- 要支援児が多いことから、就学先の進路選択等についても慎重に検討することが必要。

就学中支援と東広島市の状況

学校での教育支援

- 教育支援委員会等において、要審査児童生徒が多いこと、審査要件として心理検査等が求められる場合があることから、検査ニーズへの対応が各専門機関に求められている。

放課後支援

- 学童保育として「いきいきこどもクラブ」があるが、そこでも、支援の必要な児童が多くいる。
- 放課後等デイサービスが市内に31ヶ所あるものの、支援方針が個々で異なっている。

教育と福祉の連携

- 教育と福祉では、行政の管轄部署が異なるため、子供に必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある。
- 学校の制度や校内の体制等について、あるいは、放課後等デイサービス事業所等における活動内容等について、お互いの理解が進んでいないため、何を協力したらいいのかわからない場合がある。

東広島市で必要な支援

●総合相談窓口の整備

- ✓潜在的な対象者数の多さと多様な課題に対する支援力の強化
- ✓保健・保育・教育・福祉等の連携と窓口の一本化
- ✓家族や様々な機関へのサポート体制の構築

●児童発達支援センター等の増強

- ✓早期に専門的な支援が受けられることにより、対象児への認知発達、生活スキル、学習スキルの効果は大きい
- ✓八本松町(ぐるんぱ)に加え、西条町、黒瀬町等、対象児が多いと思われる地域に身近な療育の場が必要

まとめ

- 発達障害に関する認識は広がってきているが、正しい理解と支援の考え方については、まだ途上にある。
- 発達障害があることが悪いわけではなく、特性があってもその人らしく生活ができる社会の構築と支援の体制が整っていないことが課題である。
- 潜在的な人数の多さを踏まえると、早期に手厚い支援を行うことで、将来、社会に貢献することができ人が増えていくようにしていくことも大切な視点である。

令和3年度 広島県 ペアレントメンターコーディネーター研修

ペアレントメンターの役割と ロールプレイについて

令和3年 8月11日(水) 9:30~16:00 オンライン



特定非営利活動法人 **それいゆ**
江口 寧子

診断前

親は、発達の違いに気づいても、受容することが難しい

「そのうち良くなります」

「気になりません」

「大丈夫です」

子どもが障害者として、生きていくことがイメージできない

⇒障害児の親になる覚悟ができない

家族や本人に、どんな将来が待っているのか不安

このまま診断を受けなくてもやっていける

診断が遅くなると

幼稚園や保育園で、トラブルが起こる
問題児としてレッテルを貼られる
自己評価が低くなり、自信がなくて、
トラブルメーカーに
「どうせ、ぼくなんか」
「なにも悪いことしてないのに、いつも叱られる」

「5歳、入学前では遅すぎる」

必要な支援と連携とは

親が自分の子どもを冷静に判断することは難しい
「男の子だから」「幼いから仕方ない」「みんなそう」
子育てに自信を失い、自分を責め、かたくなになる
子どもを取り巻く環境が親を支える仕組みが大事

保育園・幼稚園・保健師・小児科

課題に気づいても、それぞれの立場で、一貫しない対応することで、
支援がばらばらになる

⇒親は不安なときに、自分にとって都合の良い意見だけが耳に入る

支援者に求められること

個人差がある⇒そのうち、良くなる

励ますことの難しさ⇒「大丈夫」という言葉の意味理解

特別支援教育

事実を伝えようとするが「子どもが悪い」と聞こえる

「私たちは、発達障害の専門家ではない」という言い訳

⇒たくさんの子どもを見てきた、子どもの専門家として、自信をもち感じる「違和感」を伝える

リーダーシップをとって地域を 支えるのは行政の役割

子どもに関わる人たちが、発達障害の特性の理解

医師が「大丈夫」と伝えてしまうことの危うさの理解

地域がどのようにしていくべきかを話し合い、相談機関や支援機関に関する情報を共有し、誰がどんな時に、どこに行き行って聞くことができるかを知る

「支援がないから、診断できない」では、何も解決しないし地域は変わっていかない

診断後

- 子どもの支援を支援機関に任せるのではなく、親支援の充実が課題
 - 親が学びできることをさがす
⇒責められず、せかされず、こどもの言い分を聞き、本人が納得するまで待ち
感情的な対応をしない

⇒子どもの自信と自尊心を育てる
- ペアレントメンターによるサポート

障害のある子どもに対する支援の原則

- ひとり、一人の状態に応じて早期から開始すること
- 家族を含めて支援すること
- ニーズや特性に応じたわかりやすい環境を作ること
- スモールステップでの達成支援を行うこと
 - ・十分な成功体験が得られるように
- 継続的であること
 - ・記録と評価に基づく引継ぎ体制
- 組織による支援であること
 - ・家庭と教育・医療・福祉の連携

家族支援の必要性

- 発達障害者支援法(第三条の2)
「家族支援について必要な措置を講ずること」
- 乳幼児期から青年期まで家庭という環境で過ごす時間の割合が高いことからまず家族の理解への支援が必要
- 単に叱るだけでは何を叱られているかわからない子どもに「叱ってわからせる子育て」ではうまくいかない
- 障害特性の理解に基づく「ちょっと工夫した子育て」が本人や家族の助けになる

ペアレントメンターとは

- 親による親のための心理的支援
- 発達障害の子どもを持つ親が、後輩の親のために心理的な寄り添いや地域の情報提供を行う
- 専門家にはできない高い共感性がある

ペアレントメンター事業の目的

- メンターの役割を自覚して活躍できる人の養成
- 同じ立場の「親」によるサポート
- 安心して暮らせる地域づくりへの貢献

子育ては情報がありすぎて混乱している

- インターネットのサイト
- SNS Facebook Instagram blog
- 自分の親・義理の親・親戚・近所の人等
- 子育て支援・幼稚園・保育園・学校関係者
- 友人からの話
- 子育ての本

「一般的な発達」を知ったうえで「本人なりの発達」を認める

ペアレントメンターの役割

- 同じ親として仲間の子どもの障害理解や障害受容への支援を行う
 - ・生涯を見通した子育ての参考になる
 - ・子育てのつらい出来事などを共感する
 - ・子育ての楽しさを伝える
- 自閉症とそれに関連する情報の提供を行う
- 地域のリソースに関する情報の提供を行う
- 専門機関での相談のきっかけづくりとなるよう可能な範囲で支援を行う

ペアレントメンターの役割

- 発達障害の子どもを持つ親が、同じ経験を通り抜けてきた先輩として、後輩の親の心理的支援をおこなうもの
- 子どもが障害を持っていることについて、前向きに受け止める心のプロセスの伴走者
- 先輩にしかできないこと
- 親は専門家とは違う、だからこそすばらしいことができる
- 親にできることと親がやってはいけないこと
- 特別な親でなくて良い

ペアレントメンター資格・適性

専門家としての資格は必要ない

自分自身の子どもが発達障害の診断を受けていること

自分自身の感情コントロールができること

自分の家族経営や子育て、仕事に支障が無いこと

ペアレントメンター養成の研修を受けること

親として、妻として、夫としての生き方の手本となるよう、自分自身の生活の見直しも続ける。家事の工夫・家族関係の工夫など家庭内の経営手腕に関する経験をつむ

ペアレントメンターの注意点

- あくまで傾聴
- こちらの意見を押し付けるのではなく、自分の考えを整理することの導き(手助け)
- 個人の生活に立ち入りすぎないこと
- 基本的にボランティア
- 活動に行き過ぎがあった場合、任命をとかれることがある
- 相談の時間をあらかじめ設定する

ペアレントメンターによる支援の特徴

共感性の高さ

同じ障害児を育てている親として共感でき、
寄り添うことができる

ペアレントメンターが
活動できる場面と活動形態

あくまで「親として」
メンターは
専門家の代わりになる
地域支援の資源ではない

守秘義務を徹底して遵守すること

- プライバシーに対する家族のニーズを考慮する
- 障害の受容は人それぞれ
- 記録の保管について(メモ)
- 相談者の許可無しに、他の機関と個人情報を共有しない
- 相談を受けた場所を一步外に出ると、見知らぬ人
- 地域で出会っても、声をかけない
- 相談者について、メンターに提供された情報は、相談者に報告されるべきではない

ペアレントメンターの活動内容

- 診断は受ける方向が良いという姿勢
- 子どもの診断を受け入れ、子どもと家族にとって長期的に前向きな方向へ向かうように傾聴する
- 専門的な助言は専門家に任せる
- 適切な相談機関の紹介
- 地域のリソース情報の提供など
- 薬や補助食品などを個人的な見解で紹介しない
- あくまで、客観性を保って、自分の経験を押し付けない

親の気持ちを理解する

- 親が子どもの障害受容など簡単にできるはずが無いことを理解する
- 目の前に子どもは常にいて、常にエネルギーを要求される
- 一生繰り返し、一生迷い、心配と不安を引きずる
- 障害児の親ではない立場の人には、この思いはわからない

子どものことを一緒に考えて見る

- 「可愛いところ」「長所」を見つける。
- 自分以外の他者が子どもに対して好意的に接するところを見せる
- その子に悪気は無く、解らないことを気づかせる
- 弱点に目を向けて、理解する
- 親が責められているような発言に気をつける
- 親を変えようと思わない

相談に来る人たちは

- 母親が多いが、時には父親、祖母、里親も
- 自分よりも年上、娘(息子)世代も
- 自分では解決しないから相談に来る
- たくさんの助言をすでに受けている
- いろいろな方法を調べてみた、すでに試した
- 情報がいろいろあり過ぎて、迷う、混乱する
- 日々の対応に疲れて、考えること、感じる事が麻痺している
- 頭では解っていても気持ちがついていかない
- 人を頼れない、相談できない(申し訳なさ、情けなさ)
- 相談して、否定されたり非難されることへの怖さ

心構え

- ペアレントメンターの役割や限界を知っておく
- 相談に必要な技術や知識を学んでおく
- 発達障害に関する知識を持っておく
- 地域の支援(資源)に関する情報を知っておく
- メンターは自分のところに余裕がある時を
- 相手に真剣に向き合い、気持ちに寄り添う

相談の原則

- 同じ問題は存在しない
- 自由な感情表現を認める
- 感情に巻き込まれない
- 受容；決して否定せず、相手を理解する
- 善悪を判じない
- 自己決定するのは相談者である

受容されないと

- 「あなたの話には興味がない」
- 「この話はしてはいけないのかな」
- 「あなたは、間違っている」
- 「あなたは、無能」

→相談しようという思いを摘み取る

「共感」すること

- 同じ親の立場という高い共感性を発揮しながらも、相手の価値観、ものの見方、感じ方、考え方の立場に立って、その人自身になったつもりで、相手を理解するということ

その人自身になりきったつもりで、その人の主観的な体験を思い浮かべながら話を聞いていく姿勢

受容し共感するが、
決して巻き込まれない

共感 ≠ 同感

共感 ≠ 同情

共感的理解の背景

- 行動に同意はできなくても気持ちは理解できる
- 相談者の主観的な体験を受けとる
- 「共感されたいけど、されたくない」
- 感じ方や受け取り方は人によって違う事を再認識
- 不安や悲しみ、怒りやストレスなどを自分と比べない
- 共感するには、自分が人から共感された経験が重要

つまり、「傾聴」とは

- メンターが話を聴く時の態度、心構え
 - ・真剣に、丁寧に耳を傾けて聴くこと
 - ・積極的、能動的なものである
- 相談者の「心」や「気持ち」を理解するということ
 - ・相手の立場で話を聴くこと
 - ・相手の気持ちを受容し、共感すること
- 相手が話を聴いてもらった、自分を理解してもらったと感じるような、具体的な技法である

話しやすい雰囲気(姿勢)

(表情・態度・姿勢)

- やさしい表情で
- やや前傾で、少し乗り出すほうが、真剣さが伝わる
- 自然に、ゆったりした身振りで
- 上体や脚を揺すらない、なるべく足を組まない
- 腕組みや脚組みは威圧的、拒絶ととられることもあるので避ける

(視線)

- アイコンタクトは大事であるが、凝視すると話し手に圧迫感を与えるので、ソフトに自然に視野を向ける
- 視線をそらすことは、無視や回避ととられることもあるので注意

話しやすい雰囲気(声かけ)

- ・やさしい温かい語調、言葉遣い
- ・相手の声のトーンにあわせる
- ・相手の言葉にかぶさらないように
- ・考えるための間は与える
- ・日々の養育へのねぎらい

聞く技術

- 聞き上手は話さない
- 相手の話を素直に聞く
- 相手の話を遮らない
- 話を良く聞いていることを伝える手段はあいづちを打つこと
- 相手の言ったことを肯定的に受け取る
- 相手の心を写す鏡になる

メンターの相談技術（情報提供）

- 就学については、見学や訪問で自分の目で確認することを薦める
- 相談機関（発達障害者支援センター他）についての情報提供をする
- 情報提供する場合は、自分の感情や意見ではなく、強制しない選択肢として
- リソースブックの活用

き く

- 聞く
- 訊く
- 聴く

耳と目と心で

聴き上手は、話さない

「子どもをたたくのは
よくないですよね？」
と相談されたら……

→徹底的に傾聴する

傾聴の留意事項

傾聴は心構えでもある

相談者が話す事柄よりも背景の感情に焦点

メンターの価値化判断は保留

早急な答えを出さない。価値観を押し付けない

「教えてもらう姿勢」でじっくり聴こうとする心構え

相談者の言ったことを正しく理解しているかを確認する

相手の言葉だけでなく、非言語的な態度にも目を向ける

自分の状態に気づく

否定的な反応はNG

閉ざされた質問

必要な情報収集のために日常的に良く使われる
一方的に必要な情報を得るだけになりがちで、話を聴いてもらえないという気持ちになることがある
事務的になりがちで気持ちまでは表現できない

開かれた質問

話のキャッチボールができる
質問や思いついたことを自由に話せるので、話を聴いてもらったと思える。
自分の気持ちや考えを表現できる

傾聴【アクティブリスニング】とは

- **積極的に興味をもって**注意深く話を聴く事
- 話の「内容」だけでなく、その話を通して表現される「**気持ち(感情)**」を丁寧に聴く
- 傾聴の本質は「聞くテクニック」ではなく、「**相手を理解すること**」

受容されないと

- 例えば、助言、否定、無反応、遮断、批判、意見の押し付け、ダメだし(説話)



- 「あなたは間違っている」「この話はしてはいけないのかな」「あなたは無能」
- 「あなたの話に興味がない」
- 拒否、攻撃となってしまう、相談者の自尊心を傷つけ、二度と相談しよう(支援を受けよう)という思いを摘み取ってしまう

共 感

- 同じ親の立場という高い共感性を発揮しながらも、相手の価値観、ものの見方、感じ方、考え方の立場に立って、その人自身になったつもりで、相手を理解する
- 同意はできなくても気持ちは理解できる

(共感のベース)

- 相談者の主観的な体験を受け取る
- 感じ方や受け取り方は人によって違う
- 不安や悲しみ怒りやストレスなどを自身と比べない
- 共感するには、まず自分が人から共感される経験

傾聴の効果

- **メンター:**
相手を理解できる、理解が深まれば信頼関係が生まれる、適切な情報提供などもできる
- **相談者:**
自分自身に対する理解が深まる
自分の気持ちに気づく、感じる
納得のいく判断や結論に到達できる
答えを自分で見つけられる
自信やパワーになる

→共感的に理解する

答えにくい質問のとき

- 「どうすればいいですか」
⇒「この辛さをわかって欲しい」
安易な助言は相手を混乱させる
「もっと詳しく教えて」と質問することで、相手に不安の輪郭をはっきりさせる
- 漠然とした不安⇒明確な不安になり、本人自ら解決策を見出す

説得しようとしな

- 説得されて動くのではなく、自分が納得することで1歩が踏み出せる
- 相手を変えようと考えず、真心を持って聴くことで、相手が自然に納得することで、相手が変わっていく
- 聴くことで、心は自然に動く

オウム返しで

- 同じ言葉を返すことで、鏡のような存在にさりげなくキーワードを復唱してみる
- 相手を受容し、互いに見つめなおせる対話に
- 相手の隠れた感情を代弁する

声のトーン・速さを合わせる

- 相手の声のトーンに合わせる
- 早口は責められているように聞こえる
 - 速い⇒騒がしい・軽い・まくし立てられる
 - 遅い⇒じれたい、理解が遅い、いらいらする
- 相手の言葉にかぶらないように
- 相手の語尾を最後まで聴く
- 間は、考えるために必要

励ます

- 安易に「頑張れ」と言わない
 - 励ますことで、相手を孤独にする
 - 「これ以上、がんばれない！！」と反感になる
 - 励ましより共感や肯定(賞賛)を
 - 「一緒に頑張りましょう」という気持ちで
 - 安易に同情しない
- 「元気出して」⇒「なにかあった」「どうした？」

寄り添う

- 相談者は何を求めているか
 - 誰のための相談か
 - 診断と相談は同じ
 - 自分にとって都合の良い答えを求めている
- ⇒まずは相談者の声に耳を傾けてみる
- ⇒相談者の話に共感して寄り添う

相談を受けるということ

- 完璧な相談はない
- 相談中は、真摯に向き合う
- 傾聴することに徹する
- 相談が終われば、考えない
- 相談内容は、その場で忘れる
- 相談者が心配だったら報告する
- 自分自身が不安だったらSVを受ける
- メンターのストレスマネジメントは重要

発達障害と判明したときの親の心理

恐れ	混乱
悲しみ	死にもの狂い
不安全感	孤立感
罪悪感	希望
壁を作る	怒り

怒りは悲しみの表現
受容と諦め
立ち直りのプロセス

解決策を指導するのではなく、子育て
の困り感を聞いていく

「子育ては、どうですか？
こんなもんだと思っていた？
こんなに大変だとは思わなかった」

何が大変だった？どんなことが困った？

- イライラすることない？
- 怒ったりすることない？
- 言うこと聞いてくれないことない？
- 叩いてしまうことない？
- 何が心配？

肯定的な聞き方①

- ・イライラしますよね
- ・怒りたくなりますよね
- ・言うこと聞いてくれないのね
- ・叩いてしまいたくなりますよね
- ・心配になりますよね

肯定的な聞き方②

励ましたくなくて「でも」「そうじゃなくて」などの相手の言葉を否定する言葉を使ってしまう

⇒わかってもらえないと相手を孤独にしてしまう

※肯定的な聞き方をする

親の気づき

- 自分の子どもが他の子どもと発達に違いがあることは気づいているが、認めることが不安
- このままにしても(診断しなくても)よくなるかもしれないと思いたい
- 障害のある子どもの将来の生活が見通し無く不安
- 障害者がいる家族というレッテルに対する不安
- 頭で理解しても、心が納得できない

親が自分から話し出すまで待つ

- 発達のちがいを指摘しない
- 親が、発達に対してどのように感じているかを聞かせていただく
- 実は……

焦らない

- 説得しようとしなない
- 指摘しない
- おもいをきく

ペアレントメンターとして 活動することの注意点

- 相談者の辛さが解りすぎる為に、どうにかしてあげたいと思う
- 自分の経験から、相談に対して解決しようとする
- 解決できないことが、困難事例となる
- 一生懸命になりすぎて、ペアレントメンターの役割を超えてしまう
→ 共依存になる

メンター活動におけるデメリット

- 時間的な問題

メンター自身だけでなく、子どもたちの予定も考える必要がある
当日だけでなく、事前業務もかなりある

- 金銭的な問題

ヘルパーに子どもを預ける時がほとんどで、その補填は何もない
(いずれ還元されると納得しているからいいけど)

- 能力的な問題

依頼先から能力以上の業務を求められてしまう

- 心理的な問題

活動が長期化すると、精神的な疲労が生じることもある
自身の子どものトラブルが生じていても後回しにしてしまう

ペアレントメンターの活用

- 養成講座を受講したことで終わりではない
- 定期的なSVと研修の必要性
- 親同士の運用には限界がある
- 各地域のニーズの違い
- ペアレントメンターに何を求めるのか
- 決して何でも相談ではない
- 問題解決をするところでもない

ペアレントメンター活動の課題

- 困難事例とは
 - ・傾聴しないで、問題解決をしようとする
 - 自分の知らないことには苦手意識がある
 - ・成人の親と幼児の親
 - ・高機能と知的障害
- ⇒解決しようとするから、思考が止まる
- 相談者の思考の交通整理

ペアレントメンターの養成講座を受講すること

- 受講することで、自分自身と向き合い、親としてだけでなく、自分自身の人生を考えなおしたり、自分らしさを取り戻し、さらに一人の人間として成長する
- やりたいと思っても、性格によっては、向いていない場合がある
- 穏やかで明るいメンターたちが傾聴に留まらず、明るく力強い生き方を示す親として、良いモデルになる

親と専門家の役割を 明確にする

ペアレントメンターの相談(社会資源)

- リソースブックの作成と説明
- 各都道府県の障害者ハンドブックの活用
- 障害者総合支援法などの理解
 - ・内容を教え導くのではなく、どこに相談に行くのか(市町の基幹相談など)

どんな活動の場を考えていくか

- 検診後の親フォロー
- 子育て相談会
- 児童発達支援事業の親フォロー
- 茶話会・座談会

茶話会・座談会

進行方法

- ① 始まりの挨拶
- ② 自己紹介(自分のこと、子どもの年齢等)
- ③ 守秘義務の確認(話題を外に出さないことを全員で確認)
- ④ ファシリテーターが司会をしながら話を進める
- ⑤ 参加者から感想を一言ずつ
- ⑥ 終りの挨拶

※必ず、専門家がファシリテーターとして参加する

参加者の相談内容の交通整理をすることで、安定した内容になる

メンターへの支援

茶話会・座談会でのファシリテーターの役割

- ・参加者、メンターの話をつながり整理
- ・メンターが自分に経験がないことを聞かれた時は、参加者に聞いたり専門家として答えたりする
- ・無理をしないでわからない事・知らないことは率直に伝え、専門機関を紹介したりする

メンターへの支援

経験談を語る時のサポート

- ・聞き手が安心して経験談を受け入れられるようにまとめる
- ・事実だけでなく、その時にどんなことを考え、どんなふうに悩み、その判断をした理由など気持ちの変化を織り交ぜる
(メンターと一緒に盛り込むエピソードを考える)
- ・事前に練習の機会を設け、内容を聞いておく

※最後に良かったことなど、ポジティブな内容にまとめる

※話をする中で辛いと感じるときは断ることもできると伝える

課題

- 地域での活動が難しい場合もある
- メンターが個人で活動した場合は、メンター事業ではない(親の会の活動との区別)
- やりたい人には向かない

まずは、地域のニーズを整理

- 地域のニーズとメンターに求める役割
- 地域の親の会の活動との役割の違い
- 行政サービスとしてのメンターとは
- ストレスマネジメント
- 親による親のための支援であり、専門家のまねごとをするのではない
- 可能な範囲で、緩やかな一歩を

文教厚生委員会執行部聴取報告書

1 テーマ

「発達障害への支援について」

2 調査の目的

本市の発達障害者支援の現状と課題を把握するとともに、部局を横断した総合的な支援体制の整備等、より実効性のある支援の実現の可能性と課題解決に向けた方向性を探るため、執行部に対し、施策の概要・支援の流れといった現状及びこれからの展望等について、聴き取りを行ったもの。

3 実施日

令和4年1月12日

4 担当部局

健康福祉部（障害福祉課）

こども未来部（こども家庭課・保育課）

学校教育部（指導課）

5 説明内容

発達障害支援施策等及び文教厚生委員会から事前に提出した質問項目（別紙）について、資料に基づき説明

※詳細は別添のとおり

6 主な質疑

Q 教員へのサポート研修については、年3回行っているということだが、保育士へのサポート研修は年何回ぐらい開催し、何人程度が受講されているのか。また、保育士の何割程度がそういった研修を受講できているのか。

A 保育部門のサポート研修は、年4回のスケジュールで実施している。実際の参加人数は1回当たり40人から50人程度で推移している。市内の全保育士数について、正確な実数は持ち合わせていないが、公立・私立を合わせて1,000人弱程度おり、そのうちの今申し上げた人数（×4回次分）の保育士が1年間で参加している状況である。毎年開催しているので、毎回違う保育士の方に参加いただいていると認識している。

また、サポート研修と違う仕組みとして、発達障害を持った児童への対応等について、より専門的に支援する「東広島保育コーディネーター」という市独自の認定制度を設けており、188人の保育士・幼稚園教諭が保育施設に配置されている。発達に課題のあるお子さんが保育所等になれば、配置されたコーディネーターには、そのノウハウを基に各種調整、ケア会議の開催、療育機関との連携等の役割

を中心的に担っていただいている（別添資料4ページに記載）。

Q 「発達障害支援の流れ」について、全体像が一覧となった資料を提示していただいたが、この資料を分かりやすくし、時点ごとに心配なことがあった際の相談先や、どう動けばよいのか、分かるような市民向けの資料等があるとよいと考えるが、現時点の状況はどうなっているか。また、この「流れ」は公表されているのか。

A 市民向け資料としては、「こどもの発達サポートナビ」というリーフレットを作っている。今回、図示している「発達障害支援の流れ」については、この所管事務調査向けにより細かく、具体的な事業等を掲載しているが、「こどもの発達サポートナビ」も同様の構成で、乳幼児期から成年期までの流れに沿って、その都度、相談できる場所を掲載している。

「発達障害支援の流れ」については、まだ公表という形はとっておらず、「こどもの発達サポートナビ」のように少し簡易なもので準備をしているところだが、今回、発達障害支援に関係する3部局で内容を精査できたことから、支援の流れがわかる詳細な資料ができた。全体像が見えていれば、その段階での心配事に直面した場合だけではなく、先の相談のしやすさにつながると考えられるため、この発達障害の流れをもう少し分かりやすくし、市民の皆様にも公表できるよう、検討を進めていきたい。

Q 「発達障害支援の流れ」の資料は非常に複雑である。分かりやすくするための工夫が必要と考えるが、入口が市民の方には分かりにくいのではないかと。はあとふるが発達障害についての一次窓口のようになるのであれば、そこからいろいろな形で振り分けていくような、相談しやすい体制をどのように作るかということが大切ではないかと考えるが、現状で窓口一本化の必要性等、どのように考えているか。また、東京都日野市の発達・教育支援センター「エール」は、1つの棟を全部発達障害関係とし、支援まで行っているが、このような形の検討などはしていないのか。

A 市としては、総合相談の窓口として、はあとふるを開設している。乳幼児期の相談窓口としては、「こどもの発達サポートナビ」にはこども家庭課とはあとふるを記載しており、子どもの発達が気になった場合、はあとふるに相談していただくという流れはできている。また、乳幼児健診や保育所巡回相談等、様々な機会を捉えて発達が気になる子どもを早期発見していく取組みもあるため、そうした取組みと合わせ、必要に応じて、総合相談窓口として、まず最初にはあとふるに相談に行っていただく形になっている。また、子どもの発達が気になり、保護者が早期に医療機関を受診して、子どもの状態を自分自身で確かめたいような場合、はあとふる等を介さずに保護者が直接医療機関を受診されるというケースもある。総合相談窓口であるはあとふるを中心としながらも、関係機関が連携し、様々な部局、あるいは場面で発達障害の早期発見を行っていく流れとしている。

日野市のエールについては、一部の相談で有料なものはあるが、学校教育部門と

福祉部門が一体となった場所で相談を受けつけており、発達の気になる子どもに対し、すぐにアドバイスができるような体制を整えていると伺っている。窓口の一本化については、適した場所があればエールのようにワンストップ窓口が実現できると考えているが、現状では場所の確保は困難であると考えている。今後、施設の再編等、公共施設配置の検討において機会があれば、窓口の一本化等についても検討していきたいと考えている。(別添資料5ページに記載)

- Q はあとふるを総合的な相談窓口とした場合、人員体制は整っているか。
- A はあとふるでは、発達障害に限らず発達に絡む複雑な障害者の課題についても対応しており、令和元年度と比べて令和2年度は、全体の相談件数が増加している状況である。令和3年度の相談受付状況も、上半期を見る限り増加傾向にある。このことは課題と認識しており、人員も含めて体制整備が必要な状況である。地域共生に向けて、はあとふるの体制を今年度から見直したところであるが、10圏域の担当制の整理を今年度・来年度とやっていく予定である。地域共生におけるはあとふるの役割もしっかり整理をしないといけないと考えており、各地域の中のはあとふるの役割というのをも併せて整理をしていきたい。
- Q 「発達障害支援の流れ」の資料中に、「医療機関による診断書作成」という項目があるが、これは発達の時期によらず、また保育所やはあとふる等の相談を通さず、保護者が気になって直接病院へ行かれることもあるという理解でよいか。対応のスタートが診断書の作成となることもあるということか。
- A 基本的には医療機関の診断書作成がスタートになるのではなく、市やはあとふる、乳幼児健診や保育所巡回を介し、保護者等がある程度の判断材料を持った上で、医療機関を受診されることが多いと考えている。中には、自分の子どもの発達が気になるという理由から、直接医療機関を受診される方もいるが、多くの場合、まずは乳幼児健診において発達の気づきがあり、必要に応じて、医療機関を受診されている。
- こうした発見の場で重要になってくるのが、保護者等の受容（自分の子どもが発達障害であるかもしれないということを受け入れられるかどうか）の問題である。保護者等の受容が早く、子どもの発達についてすぐに知りたいといったような場合には、医療機関を受診されるが、一方すぐには受容できず、医療機関以外の相談できる場所について尋ねられた場合は、はあとふるの相談窓口を紹介するなどの対応を行っている。
- なお、医療機関による診断書等の発行のほか、各障害者手帳の取得により、障害福祉サービスにつながっていくという流れになっている。
- Q 医療機関が診断書を発行しないと、受けられないサポートはあるのか。
- A 障害福祉サービスを受けるには、各障害者手帳、または医療機関が発行する診断書等が必要となる。ただし、「就労体験実習」は、市の事業ではあるが障害福祉サービスではないので、手帳・診断書等は不要である。

- Q 市の認識として、発達障害を診断する医療機関は充足していると考えているか。
- A 本市は県内においては比較的、発達障害関係の医療資源に恵まれた地域と捉えているが、保護者等の発達障害への認識の広がりとともに、不安を持たれる方も増えてきており、一部の専門医療機関において診療待機が発生しているという状況は認識している。障害福祉サービス、乳幼児期の療育を受ける場合の診断書の作成は、専門医以外の医療機関においても可能であるが、保護者等の心情としては、やはり専門である医療機関を希望されることが多いと思われる。
- 解決方法として、新たな病院を増やすといったことは現実問題難しく、今後医師会等を通じて、関係する医療機関等の意見も伺いながら、市はコーディネートや、課題の解決に努めていきたいと考えている。
- 保護者等からの相談があった場合は、引き続き丁寧な説明を行い、理解を得ていきたい。
- Q 学校現場において、発達障害の児童・生徒が原因で学級崩壊等が起きた事例は、今までにあったのか。
- A 発達障害が原因で学級崩壊となった事例は、今のところ無い。
- Q 学級崩壊のように完全に授業にならない状態に至らなくとも、発達障害の児童・生徒が原因で授業の遅延などが起こるような事態は考えられるが、どのようにお考えか。
- A 学校における、いじめや暴力行為等で、発達障害の傾向にある子どもたちが関わっているケースは見られる。そういった場合、学校教育支援員等が細かくサポートをする等、支援を行っているのが現状である。
- Q 若い教員の場合、発達障害の児童・生徒への対応は非常に大きな課題だろうと考える。対策として研修等を行っているとのことだが、教員への対応について、どのようにお考えか。
- A 発達障害の児童・生徒がクラス内に一定数存在し、若い教員が担任になった場合、授業がざわつくことや、教員も精神的に落ち込んでしまうような事例は確かにある。一方、キャリアを積んだ教員が担任になると、同じような生徒がいてもその教室は落ち着くというような話もある。
- 若い教員であるがゆえに、指導力が未熟な場合があることは認識しているが、それをカバーするために教育支援員が存在する。ただし、教育支援員ばかりに頼っているのは、教員自身の実力がつかないため、指導課を中心に、発達障害児への対応、あるいは研修等を実施しているが、なかなか十分な研修体制が取れないことは1つの課題である。
- また、現在中間層の教員が少なく、若い教員が頼りやすい先輩がいないことから、困難な状況が生じている。若い教員を伴走型で支援できるような体制を組んで、発達障害の児童・生徒に対応できる実力を備えていただきたいと考えている。

7 委員意見

- (1) 執行部作成資料「発達障害支援の流れ」はまだ公表されていないものであるとのことであり、これをもっと簡潔に見やすくした上で、発達相談の構造をしっかりと確かな表現で市民の皆様にお伝えできるものを作っていただくとよいのではないかと考える。そういった点について研究し、提言する際は盛り込んではどうかと考える。
- (2) 執行部から貴重な説明を受けて、大変に勉強になった。
窓口が保育現場・学校現場など様々で、一本化されていないことは市民の想いとしてあるが、入口がいろんなところにあるのは致し方々ないのかなと自分自身は感じた。ただ、相談の後、専門的なはあとふるにつながられていることは大変心強いと思う。
障害福祉サービスを受けたり、障害者手帳を受けるには医療機関の診断書等が必要になると思うが、所管事務調査が始まった段階では、私も深刻に「発達障害について学んでいかないといけない」と思っていたものの、いろんな文献を見る中で、保護者の方も含めて多様な方々が、発達障害の中でも明るく朗らかに取り組まれているというのも実感をしているところである。私たち自身の認識も改める必要があると実感をしており、いろんなサポート、地域の皆様のコミュニティ等もあるということなので、そのあたりについても学んでいきたいと感じた。
- (3) はあとふるについて、執行部の説明では、これから相談件数が増えることを念頭において、人員配置について検討していくということであったが、現在の人数では、十分な対応ができていないのではないかと推察する。必要とする人数について、執行部から直接は聞けないとは思いますが、そのあたりがある程度見えればいいのかという気がしている。
- (4) 今後の調査で、何が足りておらず、何が必要なのかということを変更して見ていきたい。可能であれば現場の市民の声など、何を必要とされているのかを伺ったり、どのようにそれが周知されているのか、どう伝えていくかということも含めて考えていけばいいと思う。

8 今後の調査・研究の方向性（論点）（案）

当日の質疑や得られた委員意見から、考えられる今後の調査・研究の方向性について抽出、整理した。

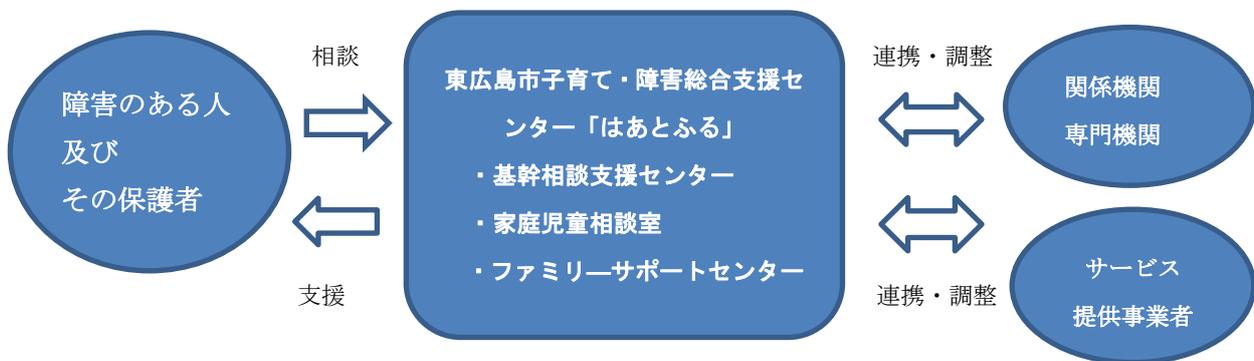
- ・はあとふるなどの相談窓口機能の強化について
- ・発達障害支援の流れの市民周知について
- ・発達障害への市民意識の形成について
- ・保育士、教員への支援体制について

【参考】過去の調査で発言があったその他の意見

- ・発達障害支援プログラムの策定（既存計画の強化含む）
- ・個別支援メニューの充実

発達障害への支援について

- 1 本市の発達障害支援施策の現状（施策の概要・支援の流れ）、これからの展望等について
別紙「発達障害支援の流れ」
 - (1) 早期発見のための相談体制の構築について
別紙「発達障害支援の流れ」
 - (2) 支援拠点施設及び個別支援メニューの充実について
別紙「発達障害支援の流れ」
 - (3) 保育士、教員などの研修について
個別質問事項【質問 4】のとおり
 - (4) 東広島市子育て・障害総合支援センター「はあとふる」のあり方



「はあとふる」は、子育て支援と障害のある人の地域生活に関する支援を総合的・一体的に行う窓口として、また、関係機関と連携する調整窓口としての役割を担っており、一人ひとりが適切な支援が受けられるように相談体制の充実を図っている。

① 機能について

○障害者支援

ア：障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）

- ・総合的な相談業務（身体・知的・精神）や困難ケースの相談支援、障害福祉サービス事業所のサポート
- ・虐待防止の取り組み
- ・相談支援事業所などを含む関係機関のネットワーク（自立支援協議会）による、地域課題解決に向けた取り組み

【体制】 一般コーディネーター 5 名、発達専門コーディネーター 2 名、
就労専門コーディネーター 1 名の専門員合計 8 名
障害福祉課職員（短時間） 1 名、会計年度任用職員 2 名

○子育て支援

イ：家庭児童相談室 1名（週1）

・児童虐待・家庭児童相談等

ウ：ファミリー・サポート・センター 2名

・提供会員による子育て援助活動の実施

② 発達障害支援

発達支援に関しては、発達専門コーディネーター2名が相談業務を担い、障害の特性把握、支援の必要性に応じて、医療機関や療育機関の紹介、保護者へのアドバイスを行うとともに、保育所や学校巡回相談を通じて、対象児童の特性把握や、支援方法について関係者と連携している。

③ 課題

「はあとふる」の発達相談件数は発達障害の認知の広がりに伴い更なる増加が見込まれる。引き続き、健診や保育所、学校などでの早期発見に努め、早期療育につなげていくことが急務である。

2 個別質問事項

(1) 部局を横断する事項

質問	回答
<p>【質問1】 発達障害であることの発見⇒認定⇒認定後の対応について、その流れを伺います。</p>	<p>別紙「発達障害支援の流れについて」</p>
<p>【質問2】 市役所の相談体制はどのような状況か伺います。 また、関係機関への紹介等について、具体を伺います。</p>	<p>発達障害が疑われる児童等の発見の機会は、保護者からの相談や乳幼児健診、保育・教育現場での気づきなど様々なタイミングがある。それぞれの所管で相談対応を行っており、必要によっては、「はあとふる」と連携し、療育や障害福祉サービスへの接続を行う。</p> <p>○「はあとふる」（障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none">・職員配置：発達専門コーディネーター・人数：2人・相談方法：面談、電話、訪問等・受付時間：月～土 8：30～17：15 <p>○こども家庭課</p> <ul style="list-style-type: none">・職員配置（対応職種）：保健師11人・心理相談員3人・相談方法：健診、面談、電話、訪問等

	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間：月～金 8：30～17：15 ○指導課 <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置：指導主事（特別支援教育担当）、会計年度任用職員 ・人数：4人（指導主事3人、会計年度任用職員1人） ・相談方法：面談、電話等 ・受付時間月～金 8：30～17：15 ⇒・その他、必要に応じて、関係機関へ連携（市の関係部局、県、相談支援事業所、医療機関、療育機関、ハローワーク、「はあとふる」など）
<p>【質問3】</p> <p>教育・福祉の連携について、本市はどのような状況か、課題等があれば併せて伺います。</p>	<p>ライフステージが変わる時期での円滑な接続支援や発達障害等の児童・生徒の関係課等の情報共有・連携が必要であり、適切な時期での接続支援や定期的な関係課会議を行っている。</p> <p>○小学校就学時等 乳幼児期→学齢期</p> <p>就学前に、「はあとふる」と教育委員会で、発達が気になる子どもの保護者に対して、就学と卒業後の進路についての勉強会を開催し、早期の情報提供を行っている。</p> <p>小学校就学時の支援として、「就学支援シート」を保育所等で作成し、小学校への接続支援を行っている。今後は、保育所等と小学校との相互参観を推進して接続状況を相互確認するなど、保幼小連携の仕組みの構築が課題となっており、一部の保育所においては実践に向けて取組みを開始しているところであるが、コロナ禍であるため、十分な取組みには至っていない。</p> <p>○教育委員会連携会議 学齢期</p> <p>教育委員会、「はあとふる」、障害福祉課で発達障害等を有する児童・生徒の情報を共有し連携を行っている。（月1回）</p> <p>○その他</p> <p>市内の福祉関係事業所、公的機関等で組織する自立支援協議会のこども部会において、「多職種による交流会」を開催し、意見交換会を行っている。</p>
<p>【質問4】</p> <p>幼稚園・保育園、小・中学校（特別支援含む）の発達障害児童・生徒の現状、及びどのように対処（保護者への対応等）されているのか伺いま</p>	<p>○認可保育施設・幼稚園・認可外保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児数（令和2年度実績、身体・発達障害等すべての障害を含む） 262人（認可保育施設・公立幼稚園） ・保護者への対応 <p>保護者に対しては、園と家庭双方の様子を伝え合い、必要に</p>

す。

応じて専門機関に繋ぐなど連携を図っている。保護者の中には発達障害の認識がなく受容されないケースがあり、対応に苦慮する状況もある。

・保育士への研修

研修については、市主催の「子育てサポート研修」において障害児保育や保護者支援などを学び、保育実践に活かしている。

・その他の取り組み

関係機関との連携や保護者支援など、保育施設で中心的な役割を担う「東広島保育コーディネーター」という市独自の認定制度を設け、コーディネーターの役割の一つとして発達障害の支援を行っている。(R3.4.1現在の配置人数188人、保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援センター、児童館等)

○小学校・中学校

・該当児童・生徒数等（令和3年度）

【特別支援学級（自閉症・情緒障害特別支援学級）の状況】

	学校数	学級数	在籍者数
小学校	28校	44学級	221人
中学校	14校	16学級	66人

【通級指導教室の状況】

	学校数	学級数	利用者数
小学校	15校	25学級	632人

【学校教育支援員を配置している学校】

	学校数	配置者数	支援を受けている児童・生徒数※
小学校	30校	31人	257人
中学校	10校	12人	31人

※発達障害のある児童生徒及び発達障害の傾向のある児童生徒を含む。

・保護者や学校への対応

保護者や学校から相談があった場合には、必要に応じて児童・生徒の実態を把握した上で、指導助言を行っている。

【指導課への相談件数】

令和2年度相談件数：288件

令和3年度相談件数（12月15日現在）：317件

	<ul style="list-style-type: none"> ・教員への研修 <p>令和3年度は、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当者を対象に年3回実施し、特別支援教育に係る資質や専門性を高め、特別支援を必要とする児童・生徒の実態に応じた指導・支援の充実を図っている。</p>
<p>【質問5】</p> <p>発達障害児・者への対応について、児童生徒や保護者、地域の人達の理解も深める必要性を感じていますが、この点についての考えを伺います。</p>	<p>発達障害の特性は様々で、早期に発見し必要な支援につなげることが、その人の生活のしやすさに繋がるものと考えている。</p> <p>早期発見・早期支援のためには、保護者や周囲の理解が不可欠であり、発達障害セミナーの開催、地域子育て支援センター支援員や子育てサポーターへの研修等を実施している。</p> <p>○発達障害セミナー（R2～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民向け、各業種向けのセミナーであり、開催においては民生委員や住民自治協議会等への案内も行っている。 <p>○支援員、子育てサポーターへの研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター支援員に発達障害に対する支援のスキル向上を図る研修を行っている。 ・地域で親子を見守る役割を担う「子育てサポーター」を対象に、「子どもの発達」について研修を行っている。
<p>【質問6】</p> <p>乳幼児期・学齢期・青年期と、対応部局は分かれていると思いますが、相談窓口を一本化することについて、どのようにお考えか伺います。また、一本化するとしたら、どのような課題があるとお考えか、伺います。</p>	<p>障害に対する総合相談窓口として、「はあとふる」を設置しており、発達専門のコーディネーターがライフステージを問わず、相談を受けている。相談の内容に応じて、乳幼児期・学齢期・成年期などのそれぞれの時期に応じた対応部局と連携をとっている。</p> <p>乳幼児健診や保育所・学校巡回相談など、市民にとって身近な場所で気軽に相談できる状況があることは、早期発見、早期療育につながる効果があるとともに、発見の機会を増やし支援から取りこぼされる人がでることを防ぐ効果もあり、引き続き、「はあとふる」を総合相談窓口とし、各部署が綿密な連携をとっていく。</p> <p>その他、ワンストップ対応として、「はあとふる」や関係課の場所の集約による1本化も考えられ、そのメリットとして、情報連携や手続きのしやすさもあるが、場所の確保等の問題があり、現時点で実現が困難である。</p>
<p>【質問7】</p> <p>部局を横断した、発達障害支援全体を網羅するプログラム（または計画）の策定に</p>	<p>障害者基本法に基づいて策定する障害者施策の基本的計画である第4次障害者計画（R6～）を令和4年度から5年度にかけて作成する予定としており、その中で発達障害に対するライフステージに応じた切れ目のない支援ができる体制づくりを盛り込</p>

<p>について、検討されているか伺います。</p>	<p>んでいく予定としており、関係部局が策定している計画と連携・補完しながら発達障害支援全体を網羅できるよう考えている。</p> <p>○関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次東広島市総合計画 ・東広島市地域福祉計画（第3次） ・第3次障害者計画 ・第6期東広島市障害福祉計画・第2期東広島市障害児福祉計画 ・東広島市子ども・子育て支援事業計画
---------------------------	--

(2) 健康福祉部関係

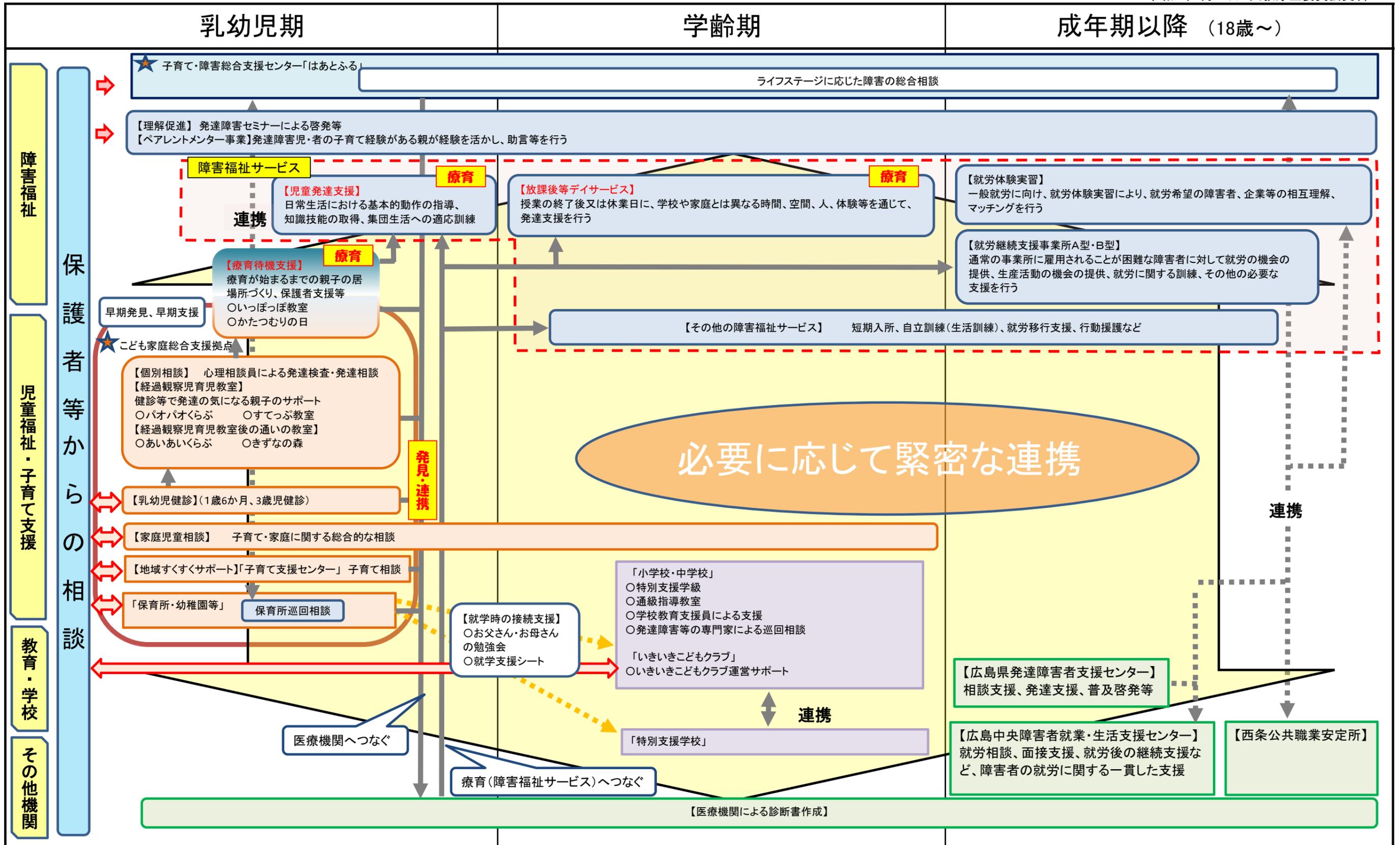
<p>【質問8】</p> <p>本市の障害者手帳について、「身体」「療育」「精神」の3種類がありますが、種類がまたがる場合等もあると思います。発達障害児・者で、手帳の交付を受けている方が現在どのくらい存在するのか、把握している範囲で御教示ください。</p>	<p>○発達障害児・者の手帳所持者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳（令和3年8月末時点） 2,053人 （うち発達障害が主たる症状 496人）
<p>【質問9】</p> <p>発達障害者の就労状況（人数・業種等）について、把握している範囲で御教示ください。</p> <p>また、就労に関する相談は、年間どのくらい受けられているか、御教示ください。</p>	<p>○発達障害者の就労状況（令和3年8月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援9人 ・就労継続支援A型6人 ・就労継続支援B型24人 ・就労定着支援1人 <p>○就労体験事業実習者のうち就労した人数と業種（令和2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就職：13人（うち精神手帳所持者9人） ・業種：軽作業（物品仕分け、パソコン作業等） <p>○就労に関する相談件数（令和2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はあとふる」相談件数：894件 （うち発達障害：8人）
<p>【質問10】</p> <p>「はあとふる」の相談体制はどのような状況か、課題等があれば併せて伺います。</p>	<p>「はあとふる」では、発達障害に限らず、障害特性に応じた相談体制にて、障害福祉サービス事業所や医療機関との連携を行いながら障害者支援を実施している。</p> <p>今後、更に相談件数が増えると予想しており、人員の確保等を含めた体制整備を検討していく必要がある。</p> <p>○「はあとふる」の相談体制</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置：一般コーディネーター：5名、 発達専門コーディネーター：2名、 就労専門コーディネーター：1名 合計8名 ・全体相談実績： 10,357件（令和2年度） 9,846件（令和1年度） うち発達相談実績：1,752件（令和2年度） 2,151件（令和1年度）
<p>【質問11】 就労継続支援A型事業所について、本市の状況と、課題等があれば併せて伺います。</p>	<p>就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である障害者が対象となっており、賃金向上が全国的な課題となっている。</p> <p>○就労継続支援A型事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内：4箇所 ・発達障害サービス利用者（令和3年8月末時点）：6人 ・全国の平均賃金：月79,625円（令和2年度） ・広島県の平均賃金：月95,483円（令和2年度） ・東広島市の平均賃金：月102,063円（令和2年度）
<p>【質問12】 放課後等デイサービスについて、本市の状況と、課題等があれば併せて伺います。</p>	<p>平成24年度から新たに位置付けられた福祉サービスである放課後等デイサービスは、その利用ニーズが全国的に高まっており、本市においても利用者数は年々増加傾向にあり、平成28年度以降の延べ利用者数も1.7倍となっている。</p> <p>このため、現在、一部の専門医療機関での受診に待機が生じている。</p> <p>また、放課後等デイサービス利用者数が急増しているため、利用開始までに待機が生じる事業所もある。</p> <p>○放課後等デイサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数：市内に41箇所（うち1件休業中） ・発達障害のサービス利用者：154人（令和3年8月末時点）
<p>【質問13】 発達障害児・者が家族間交流する場等があるのか伺います。</p>	<p>○ペアレントメンターによる個別相談や茶話会</p> <p>発達障害児・者の子育て経験がある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して傾聴・助言等を行うペアレントメンター事業による交流の機会を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談：1回（R3実施）・茶話会：4回（R2実施） <p>○発達障害児の親の会の開催</p> <p>親の会（3団体）が開催されており（場所：地域子育て支援センター）、経過観察児育児教室参加者等に適宜団体の紹介を行う</p>

	ている。
--	------

(3) こども未来部・健康福祉部関係

質問	回答
<p>【質問14】</p> <p>保幼現場において、巡回相談及び療育につなげるまでの流れを伺います。</p> <p>また、発達障害の疑い等を発見した際、保育士・保護者へどのように伝えているのか、伺います。</p>	<p>「はあとふる」の発達専門コーディネーターが、依頼のあった保育所と日程調整を行い、保育現場で発達の気になる子どもの様子を観察し、その結果（発達障害の特徴と重なる部分や保護者への対応方法等）を保育所長及び保育士に伝えている。</p> <p>発達障害の疑いがある場合には、必要に応じて保育所から保護者へ伝達し、「はあとふる」や医療機関等への相談を勧めている。</p>



※注釈 ★ 支援拠点……子育て・障害総合支援センター「はあとふる」(障害福祉課、こども家庭課)、こども家庭総合支援拠点(こども家庭課)
 【】⇒施策及び事業
 「」⇒各種施設

所管事務調査に係る文書照会結果

テーマ：発達障害への支援について

送付自治体：東京都日野市、滋賀県湖南市、京都府京都市

1 質問事項一覧

(1) 施設共通の質問事項

①総括的な事項

- ・発達障害に係る次の件数（人数）の推移について、可能な範囲で御教示ください（期間は過去5年程度）。
 - ア 年代別相談件数
 - イ 障害別の人数（自閉症・LD・ADHD等）
 - ウ 関係機関（医療機関等）からの紹介による相談件数
 - エ 自発的来庁（所）による相談件数
- ・早期に支援（療育機関等）までつなげるための独自の体制や取組みがあれば、御教示ください。
- ・Web会議システム等を用いたオンラインでの支援体制はありますか。
- ・発達障害は保護者にとって受け入れがたい部分もあるものと思われそうですが、保護者との相談・話し合いについては、どのように行われていますか。
- ・発達障害支援に関して、貴市が強みとされていることは、どのようなことですか。

②他所属・機関等との連携に関する事項

- ・発達段階に応じた個別の支援情報を、庁内でどのように共有していますか。
- ・医療機関との連携体制について、御教示ください（流れ・初診までの待機期間・診断後の連携等）。
- ・総合的な支援体制構築のためには、福祉と教育の連携が望まれると思いますが、保育機関・教育機関（保育所・学校等）との連携体制について、御教示ください。
- ・発達障害支援の中で、各専門職（公認心理師・臨床心理士・作業療法士等）が支援に関わっている事例があれば、その事例について、御教示ください（特に、作業療法士）。
- ・福祉・医療・教育・保健・就労等の関係機関を結ぶネットワークを構築していますか。

③普及啓発・周知・広報に関する事項

- ・一般の市民・事業者へ発達障害を正しく理解してもらうため、普及啓発（情報発信・研修会の開催等）を実施していますか。実施しているのであれば、周知の方法・範囲についてご教示ください。
- ・相談を望む市民を、各窓口・機関につなげるための周知・広報の方法について、ホームページや広報紙への掲載といった一般的な手法以外に実施していることがありますか。
- ・発達障害支援に特化した支援施設（例：東京都日野市 エール）等がある場合、相

談者をその施設に繋げやすくする工夫がありますか。

(2) 自治体（施設）毎の個別事項

①東京都日野市（施設名：エール）

- ・貴市で取り組まれている福祉分野と教育分野の一体的支援の仕組み（メカニズム・流れ）について、御教示ください。
- ・上記一体的支援の意義について、御教示ください。
- ・「かしのきシート」導入の成果について、御教示ください。

2 相手方からの回答

※京都市では、18歳未満と18歳以上で所管部局が異なるため、それぞれの部局から回答を提出いただいている。

(18歳未満：子ども若者はぐくみ局、18歳以上：保健福祉局)

(1) 施設共通の質問事項

①総括的な事項

質問事項	<p>発達障害に係る次の件数（人数）の推移について、可能な範囲で御教示ください（期間は過去5年程度）。</p> <p>ア 年代別相談件数</p> <p>イ 障害別の人数（自閉症・LD・ADHD等）</p> <p>ウ 関係機関（医療機関等）からの紹介による相談件数</p> <p>エ 自発的来庁（所）による相談件数</p>
相手方からの回答内容	<p>【日野市】ア 別紙「活動報告書」の4ページをご参照ください。</p> <p>イ 集計していない。</p> <p>ウ 集計していない。</p> <p>エ 集計していない。</p> <p>【湖南市】ア 統計資料が無い。</p> <p>イ 統計資料が無い。</p> <p>ウ 統計資料が無い。</p> <p>エ 統計資料が無い。</p> <p>【京都市】18歳未満（子ども若者はぐくみ局）</p> <p>ア 未就学児と就学児に分けて集計しており、発達障害相談の令和3年度の合計は約1,800件である。特に大きな変動はない。</p> <p>イ 児童の障害相談先はサービス利用も含めて、児童福祉センター 発達相談所 発達相談課と各区の障害保健福祉課が担当している。当課では児童の知的障害・言語発達障害・発達障害・視聴覚障害・肢体不自由等障害別で集計しており、発達障害の内訳別では集計していない。</p> <p>ウ 集計していない（上記に同じ）。</p> <p>エ 相談方法別では集計していない。</p> <p>18歳以上（保健福祉局）</p> <p>ア 相談支援（生活）は、19歳～29歳が最も多く、実支援人数600名～700名。就労支援も、19歳～29歳が最も多く、実支援人数は約250名である。</p> <p>イ 相談支援（生活）は、自閉症が最も多く実支援人数約200名。ADHDは約50名。LDは10名未満。就労支援も、自閉症が最も多く実支援人数約120名。ADHDは約60名。LDは10名未満。</p> <p>ウ 発達障害が診断できる医療機関に紹介状を作成し医</p>

	<p>療機関に繋ぐことはあるが、医療機関からの紹介は無い。また、事業所からの相談はコンサルテーション対応を行っている。</p> <p>エ 統計は取っていないが、概ね御本人や御家族からの自発的な相談である。</p>
--	--

質問事項	<p>早期に支援（療育機関等）までつなげるための独自の体制や取組みがあれば、御教示ください。</p>
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・児童発達支援センターを直営でやっていることで、相談～支援を切れ目なく行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月及び3歳児健診に、発達・教育支援課所属の保健師が入っており、問診票や保護者からの聞き取りで、その場で相談を受けることに加え、発達・教育支援センター（以下、「エール」と記載）への相談を促している。 <p>また、2歳児からの初期療育グループなどにもつないでいる。</p> <p>【湖南市】・市発達支援システムのもと、保健・福祉・教育が連携し、早期発見・早期対応に努めている。</p> <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 1歳6カ月健診で明らかな発達の遅れがある場合、健診先から精検票をもらい、療育につなぐ取組みを行っている。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 18歳未満の相談は児童福祉センター、18歳以上は発達障害者支援センターで相談を行い、役割分担を行っている。そのため、発達障害者支援センターでは早期支援を行っていない。</p>

質問事項	<p>Web会議システム等を用いたオンラインでの支援体制はありますか。</p>
相手方からの回答内容	<p>【日野市】 主な相談支援体制は、以下に記すとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①相談（心理士による）予約（電話） 保健師、保育士、社会福祉士が受け、子どもの様子や相談したいこと等を聞き取る。 ②心理士による相談 初回75分、2回目以降50分 ③心理士との相談の中で、必要な指導、支援に受入れ

	<p>会議を経てつなぐ。ST（言語聴覚士）やOT（作業療法士）などの指導、グループ指導など。</p> <p>上記のうち、②の心理士との相談については、希望者にはオンラインで行っている。</p> <p>【湖南省】・湖南省発達支援ITネットワークを用いて、関係各部署と日頃のケース連携を随時行う仕組みはある。</p> <p>・市のWeb会議システムを活用してWeb会議等には参加しているが、当事者を直接支援する体制はない。</p> <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 実施していない。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） FaceTime と Google Meet を使用してのオンライン面談システムは構築済み。ただし、継続面談の方で、どうしても来所できない理由がある方に案内している。</p>
--	---

<p>質問事項</p>	<p>発達障害は保護者にとって受け入れがたい部分もあるものと思われ ますが、保護者との相談・話し合いについては、どのように行われ ていますか。</p>
<p>相手方からの 回答内容</p>	<p>【日野市】・エールは医療機関ではないので、障害の診断はできな いことから、障害を前提にした話はしない。</p> <p>・子ども・保護者が困っていることを丁寧に聞き取り、 信頼関係を構築するとともに、困りごとの解決に必要な 手立てを一緒に考えていく。</p> <p>【湖南省】・発達支援システムのもと、必要に応じて校園と関係機 関が連携し、役割を明確にしてそれぞれの専門性を生 かしながら保護者に関わっている。</p> <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 発達障害については、児童福祉センター発達相談所診療 療育課が診断を担っている。当課はその受診につなぐ役 割を担っており疑いがある場合は保護者にその旨ご案内 している。デリケートな話でもあるので発達検査の際に 必要に応じて心理士からお話しさせていただくことが多 い。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 京都市発達障害者支援センターでは、発達障害の診断の ある方を対象として支援している。そのため、御本人や 御家族は発達障害の診断を一定受容されている。</p>

質問事項	<p>発達障害支援に関して、貴市が強みとされていることは、どのようなことですか。</p>
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・エールのコンセプトである「0～18歳まで、切れ目のない支援を行う」ことのできる施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長とライフステージに合わせた、相談や指導、支援ができる体制があること。別の質問にある専門職の他、指導主事や就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター（元市内小学校長）なども在籍している。 ・福祉と教育の一体化を目指すうえで、発達・教育支援課の発達・教育支援係の職員は、子ども部と教育委員会の併任辞令を受けていることで、福祉と教育の更なる連携が取りやすくなっている。 <p>【湖南市】・「市の仕組み」として取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の署名が発端となり、平成14年度に市独自の「発達支援システム」を立ち上げる。～障がい者及び発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の【横の連携】による支援と、個別の指導計画による【縦の連携】による支援を提供するシステム。 ・H18年度には市条例を制定（障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例）。責務の中に、市だけでなく、市民・事業者等も含めていること。 ・様々な専門職がチームを組んでサポート・連携していること。 <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 診療療育課には児童精神科があり、児童精神科医が複数在籍し診察を行っている。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 発達障害者の支援に関わる事業所が利用者の特性に沿って対応できるよう、連絡、調整や助言等を総合的に行うため、地域支援マネジャーを配置し、事業所へのコンサルテーション事業及び個別支援ファイル事業を実施することで、地域支援機能の強化を図っている。</p>

②他所属・機関等との連携に関する事項

質問事項	発達段階に応じた個別の支援情報を、庁内でどのように共有していますか。
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・庁内ではかしのきシートや相談記録などは、必要がある場合のみ情報を口頭または書面で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エールに在籍するSSW（スクールソーシャルワーカー）は、子ども家庭支援センターと併任辞令を受けている。現在月1回、エールSSWと子ども家庭支援センター、教育センター（適応教室）、統括指導主事、指導主事との共有会議を実施。個別ケースの情報共有等を行っている。 <p>【湖南市】・発達支援システムのもと、ケース会議や発達支援ITネットワークの活用等により必要に応じて情報共有を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了後、それまでの支援情報が発達支援室に集約されるシステムになっている。 <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 発達相談所には、診察を行う診療療育課と相談を受けサービス利用につないだり発達検査を行う発達相談課がある。診察や発達検査について必要な時に共有している。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 京都市発達障害者支援センターは、京都市からの委託を受け社会福祉法人が事業を行っている。そのため、個別の支援情報は庁内と共有していない。</p>

質問事項	医療機関との連携体制について、御教示ください（流れ・初診までの待機期間・診断後の連携等）。
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・医療相談で、医療機関への受診の希望があれば紹介状を出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診までは、3か月～6か月と聞いている。当職で紹介状を出したケースは、受診状況等をお知らせいただけるようお願いしている。また、受診後もエールでの支援を必要または希望された場合には、医療機関へ情報の聞き取り等をさせていただいている。 ・必要があり、許可があれば、医療機関への同行受診もおこなっている。 <p>【湖南市】義務教育期の場合は、気づき（担任や保護者等）→校内委員会→巡回相談→必要に応じて発達支援室→医療機関という流れになっている。待機期間はつなぐ医療機関やケースによって異なる。診断後の連携は原</p>

	<p>則発達支援室の保健師が窓口となって行う。</p> <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 市内でご協力いただける医療機関に「連携医」になっていただき、発達障害の診察について当センターの診療療育課以外もご案内している。対象年齢や待機期間は医療機関により異なる。また、連携医と定期的な会を設け、テーマ別に講師を呼んだり、日ごろのやりとりにおける課題等を協議しています。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 18歳以上の方に対しては、発達障害が診断できる医療機関に紹介状を作成し医療機関に繋ぐことはあるが、医療機関とは連携していない。</p>
--	---

質問事項	<p>総合的な支援体制構築のためには、福祉と教育の連携が望まれると思いますが、保育機関・教育機関（保育所・学校等）との連携体制について、御教示ください。</p>
相手方からの回答内容	<p>【日野市】 ⇒個別質問事項と重複するため、質問を送付していません。</p> <p>【湖南市】 湖南市発達支援システムによる連携体制</p> <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 月に1回の発達相談所の会議の際に、教育委員会の担当（児童福祉センター発達相談所発達相談課を併任している）にも出席いただき、現状の共有や課題の検討を行っている。また、ケースに応じて必要時に、保育所等や学校とケースカンファレンスを行っている。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 例年、学校コンサルテーション事業を1校程度実施している。対象校の選定は京都市教育委員会が行い、アセスメントに基づく個別支援の組立などについて助言を行っている。</p>

質問事項	<p>発達障害支援の中で、各専門職（公認心理師・臨床心理士・作業療法士等）が支援に関わっている事例があれば、その事例について、御教示ください（特に、作業療法士）。</p>
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・エールに在籍する専門職は、保健師、保育士、社会福祉士（SSWほか）、心理士（臨床心理士・公認心理師）、言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）である。</p> <p>・心理士は利用者が今後受ける必要がある指導・支援な</p>

	<p>どのアセスメントを行ったり、指導等と並行して心理面のサポートを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エールで言語指導（ST：未就学児）、身体活動指導（OT：原則、未就学児。就学児は4回まで）を実施している。 <p>【湖南省】保健師・ST・公認心理士・臨床心理士が正規職員としている。役割分担をし、乳幼児期～成人期の各ライフステージで日頃から多くのケースに関わっている（個別相談・検査・巡回相談・ケース会議等）。</p> <p>【京都市】18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 「児童発達支援センターうさぎ園」を直営で運営しており、0歳児から就学までの聴覚、言語、発達に障害や疑いのある子どもを支援している。言語聴覚士、作業療法士、心理士、保育士等の専門職による個別療育を基本とし、必要に応じて他職種の支援が受けられる療育システムを取り入れている。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 京都市発達障害者支援センターでは、公認心理師や臨床心理士の資格を持つ職員はいるが、作業療法士の資格職員はいない。</p>
--	--

<p>質問事項</p>	<p>福祉・医療・教育・保健・就労等の関係機関を結ぶネットワークを構築していますか。</p>
<p>相手方からの回答内容</p>	<p>【日野市】・日野市発達支援関係機関連携協議会（エール主催） ⇒発達に関する相談及び総合的発達支援施策に関すること、子どもの就園、就学又は進学時における円滑な移行の支援に関すること、発達支援に関する広報及び啓発に関することなどを協議、情報交換等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達・教育支援センター長及び発達・教育支援課長が参加している会議体 ⇒子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会、要保護児童対策地域協議会、地域自立支援協議会、医療的ケア児等支援協議会、都立特別支援学校運営連絡協議会、児童発達事業所連絡会 他 <p>【湖南省】・構築している。 （例）庁内レベル（関係課担当者間・関係課長間）で会議を開催。 （例）福祉圏域レベル（自立支援協議会：甲賀地域障がい児者サービス調整会議）での会議に参加。</p>

	【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 構築していない。 18歳以上（保健福祉局） 構築していない。
--	--

③普及啓発・周知・広報に関する事項

質問事項	一般の市民・事業者へ発達障害を正しく理解してもらうため、普及啓発（情報発信・研修会の開催等）を実施していますか。実施しているのであれば、周知の方法・範囲についてご教示ください。
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・ホームページにエールの事業等の掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会の実施 <p>周知方法：チラシを作成し、庁内外の関係機関での掲示・配布、市立小・中学校への配布。ホームページ掲載。</p> <p>周知範囲：特に決めていない。小・中学校は保護者全員でなく、固定学級や特別支援教室に通う保護者へ配布、校内への掲示など。</p> <p>講演会の対象者：特になし。令和3年度はオンライン配信で実施。</p> <p>【湖南省】・一般市民へは発達支援室が、事業者へ向けては商工観光労政課が実施している。</p> <p>周知方法：チラシ（区配布）・公報・市ホームページ等</p> <p>周知範囲：市民・市内関係機関・市内事業者</p> <p>【京都市】 18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 「発達障害支援センターかがやき」が保護者向け学習会を開催している。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 市民研修会を年6回実施している。広報はホームページと京都市印刷物の「きょうと市民しんぶん」に掲載し、広く市民の方々に案内している。</p>

質問事項	相談を望む市民を、各窓口・機関につなげるための周知・広報の方法について、ホームページや広報紙への掲載といった一般的な手法以外に実施していることがありますか。
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・エールの事業等を、様々な関係機関に周知していることから、庁内外の関係機関からの紹介などでつながるケースもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エール以外の庁内関係機関が発行するしおり等に案内を掲載 ・1歳6カ月及び3歳児健診時の周知 <p>【湖南省】・パンフレットを作成、配布。関係機関窓口に設置、高校等訪問事業等の機会に義務教育終了後の進路先に配布など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診や校園での気づきから発達支援システムにつながるシステムの構築。

	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了時に、必要な保護者や本人を発達支援室へつなぐ仕組みの確立。 ・中高引継ぎ会実施により、進路先と中学校が連携。「困ったら発達支援室へ」の徹底。 <p>【京都市】18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 実施していない。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 実施していない。</p>
--	--

質問事項	発達障害支援に特化した支援施設（例：東京都日野市 エール）等がある場合、相談者をその施設に繋げやすくする工夫がありますか。
相手方からの回答内容	<p>【日野市】・エール＝子どもに発達障害がある…と思われがちなどころがある（エールがそのような相談ができる場所としての認識がされてきている証拠でもあるが…）。</p> <p>そのため、関係機関から紹介というよりは、「行ってみたら」と促す感じで周知に取り組んでいる。保護者は子どもについて困っていないこともあるため、まずは予約の際に丁寧に話を聴き、お子さんの様子なども伺いながら、一度、心理士のアセスメントを受けてみるようご案内している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍園・級等で巡回相談や学校派遣心理士との面接などを受け、必要があればエールへの繋ぎをお願いします。 <p>【湖南省】前項の回答と同様のことに取り組んでいる。</p> <p>【京都市】18歳未満（子ども若者はぐくみ局） 実施していない。</p> <p>18歳以上（保健福祉局） 実施していない。</p>

(2) 自治体（施設）毎の個別事項

①東京都日野市（施設名：エール）

質問事項	貴市で取り組まれている福祉分野と教育分野の一体的支援の仕組み（メカニズム・流れ）について、御教示ください。
相手方からの回答内容	<ul style="list-style-type: none">・ 1歳6か月及び3歳児健診（エール所属の保健師が母子保健部門と一緒に対応）よりエールに繋がり、児童発達支援事業の利用、幼児グループ、療育個別専門指導、集団指導、トレーニングなどの利用で支援を行う（専門職が対応）。その後、就学时・進学時には就学相談を実施。エールが関わっている間は、必要があれば継続して心理相談を行っていく。・ 上記の流れのなかで、子どもに関わった機関が、保護者の希望によりかしのきシートを作成し、就学・進学時にこれから子どもが関わる機関に引き継ぐ（高校、大学、就職先などへの引継ぎも希望があれば可能）。

質問事項	上記一体的支援の意義について、御教示ください。
相手方からの回答内容	子どものライフステージに沿って必要な支援を実施でき、子どもの支援内容は「かしのきシート」に記録し、小・中学校では、個別の教育支援計画を「かしのきシート」に統合することで、福祉と教育の一体化した仕組みとなっている。次のステップに上がる際に「かしのきシート」を引き継いでいくことにより、一貫した切れ目のない支援を実現する。

質問事項	「かしのきシート」導入の成果について、御教示ください。
相手方からの回答内容	<ul style="list-style-type: none">・ 困っていることや、子どもへの対応、支援の内容を、就学・進級・進学等の際に、その都度、担任や関わる人たちに説明をせずとも、かしのきシートを引き継ぐことでそれができることは、子どもや保護者にとっての負担軽減になっている。・ 市内76拠点システムに接続していることから、かしのきシートのやり取りはデータのみで引き継げる。市外の保育園や幼稚園の場合は、就学支援シートを作成してもらい、エールにおいてかしのきシートに保存している。・ かしのきシートは、子どもが30歳になるまで保管することができ、必要な場面で、本人や保護者が希望すれば高校・大学・就職先などへの引継ぎ書類として紙媒体で出すことができる。最近の引継ぎ先では、学童クラブや放課後等デイサービスなどにも行っている。

文教厚生委員会行政視察報告

日 程：令和4年7月20日（水）

視察先：社会福祉法人つつじ 法人本部（ウイング、ぐるんぱ）

参加者：重森委員長、牛尾副委員長、坂元委員、坪井委員、重光委員、谷委員、事務局随行2名

※玉川委員は、副議長公務と重なったため欠席

◆調査事項「社会福祉法人つつじにおける発達障害支援状況について」

1 視察の目的

今期の文教厚生委員会では、「発達障害への支援について」をテーマとして所管事務調査に取り組みこととした。当該調査においては、これまで「広島県発達障害者支援センター」より講師を招いた研修会を実施したほか、執行部から本市における発達障害支援施策について説明を受け、本市施策の現状を把握し、それらから得られた内容を基に委員間で議論を行ってきた。加えて、新型コロナウイルスが感染拡大する中、県外他自治体の事例調査については長距離移動を伴う現地視察は実施せず、質問事項の送付や資料提供依頼等を文書で行った。

本件視察の検討に当たっては、実際に最前線で発達障害支援を行う本市内の療育現場の状況を確認した上で調査を進める必要があるという判断から、前出の「広島県発達障害者支援センター」の運営を広島県より受託し、また市内で複数の支援施設を運営している「社会福祉法人つつじ」の視察を行うこととし、長距離移動を伴わない形で実施した。

2 社会福祉法人つつじの概要

平成3年に法人認可を受ける以前の昭和58年から、本市西条町で福祉作業所を運営し、「障がいのある人たちが豊かで自分らしい生活を送れるように」という理念の実現に向け、様々な支援に取り組まれている社会福祉法人である。現在は本市を中心に、市内外において、生活介護・就労移行を目的とした「ウイング」、児童発達支援・放課後等デイサービスを行う「ぐるんぱ」ほか、発達障害をはじめとした障害のある方々へ段階に応じた支援・訓練を行う複数の施設を運営している。

また、本市や広島県等から委託事業も複数受注している。

3 視察内容

（1）「ぐるんぱ」視察見学

就学前の子どもを対象として児童発達支援を、学齢期の子どもを対象として放課後等デイサービスを行う施設で、「子どもたちの『できる』を増やす」ことを目的とし、利用者の学習支援と身の回りのサポートで、集団生活に対応できる社会性を育てている。

当日の視察見学では、施設内における具体的な支援の内容について説明を受けた。

発達障害を持つ方の特性として、失敗体験から学び、次に活かすことが不得意な方が多いと
のことであった。また、行動の選択肢が多いと混乱してしまいやすく、集団の中での学びや急
な行動の変更等は苦手な傾向にあるため、施設内は「ここは〇〇をすところ」「ここは△△を

- ・学齢期・成人期の課題解決のためには早期療育（本人に合った学び方で、コミュニケーション方法を身につけること等）が重要。

児童発達支援センター「ぐるんぱ」の利用状況

- ・「ぐるんぱ」の主な利用経緯は、①1歳半健診⇒療育教室から、②「東広島市子育て・障害総合支援センター はあとふる」の相談窓口から、③幼稚園・保育園からの3パターンが主なもの。
- ・定員20名のところ、現在は22名を受け入れ。
- ・毎年、新規利用枠以上の利用希望があり、幼稚園・保育園選びが本格化する秋以降に利用ニーズが上がる傾向にある。

法人の就労支援実績

- ・法人として、成人期の就労支援に注力している。2008年から昨年までの間、施設から183名、広島県から委託を受けている障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）から822名が就職につながる。

就労支援状況からの考察

- ・発達障害のある方の就労ニーズ増加に伴い、相談内容も複雑化・多様化。
- ・社会・産業構造の変化により、生きづらさと発達障害の関連を疑う人が増加。
⇒できるだけ早期から取り組むことで、就労（自立）支援につながる。

ライフステージごとの課題

- ・乳幼児期→学齢期→青年期→成人期と、ライフステージの進行に伴い、生きづらさが表面化しやすい。
⇒早期の予防対応（療育）が重要。

法人として望む今後の支援体制・問題提起

①総合相談窓口の整備が必要

- ・潜在的な対象者数が多く、多様な課題に対する支援力の強化が望まれる。
- ・保健・保育・教育・福祉等の連携と、それら窓口の一本化が望まれる。
- ・家族や様々な機関へのサポート体制の構築が望まれる。

②児童発達支援センター等の増強が必要

- ・早期に専門的な支援が受けられることにより、対象児への認知発達、生活スキルや学習スキルの向上等の効果は大きい。
- ・八本松町の「ぐるんぱ」に加え、西条町、黒瀬町等の対象児の数が多いと見込まれる地域に身近な療育の場が必要とされている。

その他（理事長の思い・法人の近況ほか）

- ・説明でも申し上げたが、療育は非常に重要であると言われており、他の法人においては、音楽療法、感覚統合療法、認知行動療法等、いろんな療育の手法で取り込まれているが、それぞれは点での支援になっていると考える。当法人ではそれぞれの課題に対して個別で支援を行いながら、最終的にコミュニケーションの能力・スキルを身に付け、集団になじめ、将来の自立を目標に療育を行っていると考えている。
- ・就労継続支援B型※事業所は多くあるが、当法人ではあえてB型事業所はやっていない。B型事業所をやっていると、就労が可能な方も施設で抱えてしまう考えになる。B型で支

※就労継続支援B型 障害のある方が一般企業への就職に不安がある、あるいは困難な場合に雇用契約を結ばずに軽作業などの就労訓練を行うことが可能な福祉サービスのこと。

給できる工賃も限られる現状もあることから、就労が可能な方はみなさん就職することを目標に取り組んでいる。

- ・黒瀬町にある社会福祉法人「太陽の町」より協力依頼があり、運営を行うこととなった。太陽の町ではB型事業所をされていたので、建物を建て替えた。来年、補助金をいただいて、「ぐるんぱ」と同様の規模で施設整備を行い、再来年度に運用開始できればという計画を立てている。
- ・学校とは、これまでも訪問等の連携は行っていたが、保護者の強い意向があつてのことであり、学校側から喜んで受け入れられていたものではなかった。ただ、最近では小学校でも、支援学級が学級崩壊を起こすことがあるとのことで、学校の方から構造化について勉強したいという話が出てきたりもしている。現場でどういう療育をしているかを見ていただいて、一緒になって勉強するというような、成人まで継続して支援するための体制ができればとは考えているが、総合的に関われる、モデルとなるような規模の大きなセンターのようなものが必要ではないかと思っている。

(4) 意見交換・質疑応答（一部抜粋） (委：委員、つ：つつじ)

注)一連の質問内容で質疑応答が複数回に渡った場合、質問をまとめているものがあります。

委 「ぐるんぱ」は利用を希望される方が受け入れ可能な人数を超過する状況が続いているとのことで、相当数の職員が必要だろうと予想するが、人材は充足されているか。運営等で不安なことはないか。

つ ありがたい事に、目標とする人数の採用はできている。一方で課題もあり、一つは男性職員の応募がほとんど無い点で、児童を対象とした事業を行っていることもあり、このようになっているのではないかと推察する。もう一つの課題は職員の定着であり、それなりに体制を整えて頑張っているが、結婚等の転機に、燃え尽きてしまうのか転職するスタッフもいることを憂慮している。ある程度経営は度外視してでも、職員の増員・育成に注力せねばならないと考えている。

経営面は、当法人では安定していると考えているが、就労移行事業を行う事業所は過去多い時は県内に150カ所ほど存在していたが、現在は50カ所程度と3分の1にまで減少している。これは実績主義で、就労定着率が低い事業所は単価が低くなり、収益が上げられないためだが、全国的に見ても約4割の事業所が一人も就職させられていないという状況に加え、(アクセスのよい)駅前周辺では広い場所を確保することが難しく、利用可能な人数も制限されることから、実績を上げにくい状況があるためである。

委 大人になってからの発達障害への対応についてはどのようにお考えか。

つ 当法人は「発達障害専門の法人」というイメージを持たれるようになり、対応も増加している。これから、「ぐるんぱ」の卒園児なども含め、支援ニーズが増えるだろうと予想している。

委 場所は充足しているとお考えか。

つ 「構造化」の支援技法は、いろんな事業所が勉強し今後広まるだろうということに加え、当法人はそこそこの規模になってしまったので、これ以上規模を大きくすると良い人材を受け入れることが難しくなるだろうと考えている。ただ、事業所によっては「個室に

入っていれば何も問題は無い」と「構造化」を誤って捉えているケースもあると聞いており、このままでは良くないと思われる。職に就けず、引きこもりとなり、生活保護を受給するようなケースも増えており、様々な対策はされているが、正しい支援体制を構築し療育を行うことで、そういった状況を作らずに済むような社会にすることができるのではないかと考えている。

委 障害の診断はされないが、生活の中でちょっとした課題を抱えるような、いわゆる「グレーゾーン」の子どもへの支援が行き届いていないのではないかと感じるが、効果的な方法はどんなことがあるか。

つ 「構造化」では、特別なことをしているわけではない。近頃は会社でも、個別に仕切りを設け、自分の世界に集中できるようにしているケースもあるが、これも「構造化」の一つである。社会の中でも取り入れられており、できるだけ「簡単に」「わかりやすい」環境を作っているものである。能力の有無に関わらず、難しいことを言われて分からない場合や、納得ができない事を言われた場合に反発をしたことは、誰しものが経験のあることだと思うが、勉強でも食事でも、分かりやすい環境・説明・コミュニケーションの取り方を心掛けてもらうことで、よくなる部分があると考えます。

委 「構造化」を取り入れながら、学校現場を含めた社会全体で自然に療育ができるような環境を整えられる可能性について、どのようにお考えか。

つ 学校現場であろうとどこであろうと、少しずつ変わっていかねばならないと思う。今、世の中は「個」の側面が強くなり、集団で一緒に遊ぶこと等、少なくなってきたように感じる。当法人でも「個」を重んじた支援に取り組んでおり、個人個人が納得するような時間設定や空間で療育を行いながら、苦手としたことや集団の行動ができるようになることを目指している。当法人には、教育学部出身で学校教員を目指していたが「個の関わりを大事にしたい」という思いから、教員ではなく、「ぐるんぱ」での療育支援の仕事を選択し、働いている職員もいる。そういった「個」を大事にする流れを取り入れていかないと、学校現場も大変になるだろうと思われる。

委 行政に求めること、施策として取り上げてもらいたいことは、説明いただいたことのほかにはどのようなことがあるか。

つ 裾野を広げていくことが必要と考える。ただ、「構造化」の支援技法は将来の自立を視野に長期的な視点を持った取り組みが求められ、かつ様々な機関間で一貫した支援が求められる。実際に行え、しかも継続できるかという点、ハードルは高いと考える。障害者支援の制度は、障害の度合いが重い方でも就労を保障しようというものだが、その制度設計上、特別支援学校の卒業後すぐにB型事業所へ入ることはできない。そのため、就労移行支援の事業所に一度受け入れ、1～2年後に就職できなかった方をすべてB型事業所へ抱え込むような流れもあり、事業運営に走って社会福祉法人の役割を果たせていない事業所もあるように感じる。改善はされてきているようだが、現在の制度設計が実績主義のため、改善が厳しい部分である。

4 視察を終えて（委員意見）

- 就学前児童対象の「ぐるんぱ」、小学校入学後の放課後等デイサービス、中学高校のクエストのデイサービス、成年期は生活介護・自立訓練事業所、就労移行まで、幼児期から成年期までの利用が可能で感心した。

早期発見、早期療育が重要とのことだが、ニーズは高いものの受け皿が不足していると感じた。このような施設の必要性と担い手となる職員教育の重要性も実感した。

「つつじ」の療育は、言語でなく視覚で理解しコミュニケーションを図る技法。過度な視覚刺激を避け安心して活動できる的確な場づくりの「構造化」。失敗から学ぶことを苦手とされるとのことで、苦手を排除し刺激を減らし、いかに成功体験を感じさせ繋げていくかということの重要性を感じた。周知の必要性も実感した。

昨今は社会に出た大人の方の発達障害が増えており訓練されるケースがあると伺い、顕在化する社会の課題でもあると感じた。

- 学齢期・成人期での課題解決には早期発見・早期療育が重要であるが、保護者が発達障がい認知しても、働くためには保育所に入れざるを得ない現状があるとのことであり、印象に残った。

本市の「子育て・障害総合支援センター はあとふる」に、大きな負担がかかっているのではないかと感じており、「はあとふる」が現状で適切に運営できているのか、疑問に感じた。委員会ではこれまで「窓口の一本化」が重要であるという意見が出ているが、「はあとふる」にかかる負担が大きいのであれば、一本化するための体制をしっかりと整える必要があると感じた。

療育支援を行う事業所への負担軽減のため、官民学による総合支援センターが必要と考える。土地・建物等のハード面に予算がかけられない現状があるものと思われるが、それを理由に既存の施設等に機能を付加しようとするには、問題があるのではないかと考える。

- 施設内での作業スケジュールあるいは学習スケジュールについて、視覚的に理解できる「絵カード」を用いて、対象者それぞれに適した支援（環境設定）がなされていた。

障がい者一人一人の能力に合わせてのスケジュールづくりは、おそらく大変な労力と時間が費やされてきていると思われる。また、「絵カード」についても各個人に合わせたものを考案されており、実際に障がい者自身で判断しスケジュールをこなされているのを見せて頂いた。私なりに障がい者支援における構造化を学習した中に、物理的構造化と視覚的構造化という項目が出てきた。この施設の物理的構造化については、施設内がパーティションやカーテンで仕切られ、他の障がい者の目を気にすることなく自分のメニューに専念できるよう工夫がなされていた。また、視覚的構造化については、自分が今行っている作業や学習はどのようなもので、この後どういったメニューをこなすのか、すべて視覚的に理解できるよう掲示しており、障がい者はそれを見て次の行動に移るよう指導されていた。こういった指導内容についてもかなり研究されてきたものと感じた。

視察を通じて、各所に工夫がなされていることを感じたが、資金面を含め行政の支援が不足していないかは気になったため、調査してみたいところである。

- 発達障害への個別支援の充実が求められている。障がいを持つ子どもへの支援を実際に見学できたことはよかった。発達障がいの子どもの数がどんどん増えている中で、2人に1人の支援員の配置基準を上回っているものの、重度であるほど負担が重い「障害者自立支援法の廃止」は説明を受けた中で意を強くした。

福祉・教育の充実でこそ、生きづらさを抱えている当事者や家族の期待に応えられると考える。

- 早期から佐賀の施設職員の方から「構造化」支援を学び導入され、職員研修もされ、効果もあるが、同じ様な支援を他事業所で行うためには資金、人員にも制限が大きく中々広がらず、支援できる人数に限られる。

自閉症や集団が苦手な子どもたちは刺激に影響されるので、シンプルな環境という構造化支援をしてストレスを減らすことが必要であり、これらの子供たちはトラブルから学べず、先生が間に入って失敗をしないことが大切とのことであった。スモールステップで成功体験につなげ、成功しながら学んでいく体験の積み重ねが非常に大切であると感じた。

幼少期から構造化支援により、基礎を積み重ねることで、「ぐるんぱ」の中だけでなく、将来の自立を目指されている。年齢が上がっても障害の内容は変わらないので、幼少期から関わった子どもたちは成長しても仕事ができ安定しているので、早期療養の重要性を感じるころである。

障害を早期に発見し、適切な療養を行った方が良いが、定員もありニーズに応えきれっていないのが現状というのが残念であり、「支援体制充実のための支援」などが必要ではないかと思う。

非常に良い支援を行っておられるが、働く家庭の子どもの支援ができない状況も課題である。行政に対しても色々意見があるとのことで、今後どのように法人と協力していくかも課題であると思われる。

- 発達障害者支援施設の実態を視察することによって、早期に療育を始めることの重要性を改めて認識した。

社会性、コミュニケーションスキルの乏しい発達障害者の自立支援として、成功体験の積み重ねが重要であり、幼児期からの療育の継続によって、将来的自立が期待される。

児童発達支援放課後等デイサービス「ぐるんぱ」で、視覚的支援によって行動のパターンがしっかり確立している療育現場を視察して、支援施設の拡充の必要性を実感した。

本市における発達障害者相談の窓口「はあとふる」から支援施設「つつじ」という仕組みをさらに広げるためには、支援施設の拡大が求められる。「つつじ」通所希望者には待機もあり、利用ニーズは高い。早期療育開始のためにも裾野を広げる必要がある。

人材不足は深刻であり、広島国際大学や広島大学等との連携も推進すべきであり、また処遇改善も課題である。

日程：令和4年9月1日（木）

視察先：広島県立障害者療育支援センター わかば療育園

参加者：重森委員長、坂元委員、坪井委員、玉川委員、重光委員、谷委員、事務局随行2名

※牛尾副委員長は諸般の事情により欠席

◆調査事項「わかば療育園における発達障害支援状況について」

1 視察の目的

今期の文教厚生委員会では、「発達障害への支援について」をテーマとして所管事務調査に取り組むこととした。当該調査においては、これまで「広島県発達障害者支援センター」より講師を招いた研修会を実施したほか、執行部から本市における発達障害支援施策について説明を受け、本市施策の現状を把握し、それらから得られた内容を基に委員間で議論を行ってきた。加えて、新型コロナウイルスが感染拡大する中、県外他自治体の事例調査については長距離移動を伴う現地視察は実施せず、質問事項の送付や資料提供依頼等を文書で行った。

本件視察の検討に当たっては、実際に最前線で発達障害支援を行う本市内の療育現場の状況を確認した上で調査を進める必要があるという判断から、医療機関に併設された施設であり、他の療育・支援施設とは異なった特徴がある「広島県立障害者療育支援センター わかば療育園」の視察を、「社会福祉法人つつじ」への視察と併せ、行うこととした。

2 わかば療育園の概要

発達障害を含め、重度心身障害のある方々を対象に、一人ひとりに応じた治療・リハビリテーションと生活の支援を行うことを目的とした施設（医療法上は病院）であり、医師・看護師・作業療法士・言語聴覚士・理学療法士・公認心理師・支援員などの専門スタッフが治療・リハビリテーションと生活の支援を行っている。入所・通所による利用が可能であり、定数は入所の場合55床（長期50・短期5）、通所の場合5床を備えている。

3 視察内容

（1）事業等説明

施設における支援の状況や取組み等について、説明を受けた。

【説明概要】

施設の発達障害支援状況

- ・わかば療育園で提供するサービスは、「医療」と「福祉」を兼ねたもの。
- ・医師4名（小児科：3、精神科：1）、理学療法士1名、作業療法士4名、言語聴覚士2名、公認心理師7名、相談支援専門員1名の体制。相談支援専門員がまずは相談を受け、受診をする運びとなった場合、医師が診察を行い、療法士、心理士等が評価した結果を総合的に判断し、診断を出す。
- ・診断を出すことは医師にしかできず、極めて重要な部分と考えている。



- ・診断結果を基に、療育・訓練に加え、学校や療育機関と連携して支援する。
- ・初診患者は3歳、5歳時に多い。3歳で多くなる理由は3歳児健診、5歳で多くなる理由は就学を前にして保育所等から保護者に指摘がある場合が多い。
- ・令和2年度以降の初診申込み人数を月別に見ていくと、20名弱～40名強の範囲で推移している。例年夏休みが明けた頃に申込みが増加する傾向にある。
- ・ひと月あたりの初診の対応（受入れ）可能人数は、令和3年度以前は24名であったが、令和4年度からは16名となった。理由は小児科医のうち1名が高齢となり、勤務形態が非常勤となったため。
- ・初診待機者数は右肩上がり増加している。令和2年4月時点では45名であったが、令和4年7月末時点で169名が初診待機の状態、10～11か月程度の待機が予想されている。大きな問題と捉えている。
- ・そのほか、研修会等を積極的に行っている。教員・支援者を対象とした支援研修会や、コメディカル[※]・教員・支援者を対象としたコメディカル養成研修、保護者を対象とした研修、医師・コメディカルを対象としたコメディカル陪席研修など。

作業療法

- ・作業療法の内容は「直接的アプローチ」と「間接的アプローチ」に分けられる。「直接的アプローチ」は来所者に実際のセラピー場面で行うもの。「間接的アプローチ」は子どもを取り巻く人たちへのアプローチ（保護者面談、保育所・学校等との連携、児童デイサービス事業者等との連携）。
- ・作業療法アプローチの考え方は様々な感覚運動体験により、子どもの身体・心の発達を促すこと。課題に集中しやすい環境を作り、遊びを主として能力に応じた課題を設定し、課題に適した遊具や用具を用いて実施する。成功体験を積み重ね、感覚ニーズを満たす工夫をしながら、気づきや達成感を促していく。
- ・課題設定においては、子どもの興味のある活動を用いることを原則としている。粗大運動遊び（すべり台、ピラミッド、トランポリン、ボール・風船等を用いたもの）や、目と手の協調動作（粘土、工作・描画、視覚を用いずに形当て等）、複合的な活動（宝探し、ボール・風船を使った対戦ゲーム、サーキットコース等）を行う。

言語聴覚療法

- ・ことば、音声、コミュニケーションに何らかの問題を持つ子どもに対し、必要に応じて適切な訓練や指導、アドバイス等を行っている。
- ・障害の種類によって特性が異なるため、対応・支援の内容を変えている。
- ・症状の程度によって、医療的な訓練が必要な場合、福祉・児童デイサービス等で療育を行う場合、保育所・学校等との連携で留める場合に分かれる。それぞれ、必要に応じた再評価や訓練を継続して行う。
- ・医療における言語療法は、評価を中心として行う。子どもの現在の状態を正しく把握しながら、その時に何をしなければならぬかを必要な方々に伝えることが大切。障害の特性は無くならないが、どうすれば「困り感」が軽減し、不安なく生活を送れるのか、一緒に考えることが必要と考える。
- ・成功体験を積み重ねることを意識しており、達成感が意欲や自己肯定感を育てると考えている。「やってみよう」につながる関わりが大切。

わかば療育園「はみんぐ」(児童発達支援・放課後等デイサービス)

- ・「はみんぐ」では、「療育支援」、「保護者支援」、「関係機関連携」の3つの支援を行っている。長時間のサービスを実施する事業所もあるが、「はみんぐ」では1時間と設定。
- ・個別療育では、発達検査や行動観察により、子どもの日常生活スキルの程度を把握した上で、個別に支援計画を立て、認知・コミュニケーションの発達を育むこととしており、一人ひとりの発達状況に応じた課題を設定し、子どもとスタッフが1対1で関わる。
- ・集団療育では、コミュニケーションの発達、集団適応のための社会性・自立機能を育むことを目的とし、個別療育同様に発達状況に応じてグループ分け・療育を行う。
- ・個別療育・集団療育ともに、保護者にも見学してもらい、子どもの状態を共有する。
- ・療育担当者が保育所・学校等を訪問し、子どもの様子や他者との関わり、環境面を観察する「保育所等訪問支援」の事業も実施している。担任の先生等から聴き取りを行い、どのような環境や関わり方だと適応的に過ごせるのか話し合い、療育担当者は必要に応じて助言も行う。

最後に

- ・発達障害は、「必要な人が」、「必要な支援を」、「必要な時期に」、「必要なだけ」提供されることが大事だが、現実はそうになっていない。
- ・発達障害を診断できる医療機関に、キャパシティを超える患者が集中していることが課題である。
- ・事前にトリアージ(優先順位付け)を行うことで、必要なところへ振り分けを行う必要があると考えている。
- ・出口の部分为解决する必要性も感じている。診断ほか、医療でないとできない部分についてはもちろん実施するが、受け皿の部分の更なる充実を図ることができれば、診断や各種療法等に集中できる環境も整ってくると思う。

(2) 施設見学

作業療法室、多目的訓練室、ST(言語聴覚)室、「はみんぐ」を見学した。各部屋には、器具・用具が多数設置してあり、実施する支援の目的に応じて使い分けをされているとのことであった。

最初はこういった器具等の使用を怖がる子どももいるものの、訓練を重ねることで徐々に慣れ、使いこなせるようになることで、日常生活の「困り感」の解消を目指されている。



(3) 意見交換・質疑応答(一部抜粋)

(委: 委員、わ: わかば療育園)

注) 一連の質問内容で質疑応答が複数回に渡った場合、質問をまとめているものがあります。

委 初診待機をされている方の数や待機が見込まれる期間について説明されたが、そういった待機されている方への対応は、どのようにされているのか。

わ 緊急性の部分を見て、判断することはある。例えば、進学の際に特別支援学級を選択する場合等は診断書が必要となるため、対応を急がないといけないことがある。また、子どもへの対応に大変苦慮されている場合なども、ケースに応じて判断し、特別に別枠で診断を行う。

- 〔委〕 「成功体験」という言葉を多く使われていたが、実施されている研修事業においてもそういうことを念頭に、受講者に対して話をされているのか。
- 〔わ〕 研修を含め、日々の保育所・学校等との連携や「保育所等訪問支援」の取組みにおいても意識していることである。ただ、やみくもに伝えているわけではなく、実際に個々の子どもと関わって得られた具体的な部分を伝えられるよう、心掛けている。
- 〔委〕 保育所・学校等との連携を行われているとのことだが、本委員会がこれまで調査・研究してきた中で、診断を受けて以降の療育の履歴・評価等を記録した個人カルテのようなものがあれば、一貫した支援に役立つのではないかと感じているところだが、このような取組みについてはどのように感じるか。
- 〔わ〕 小児科がいつまで診察するのかという話にもなってくる。多くの医師は18歳ぐらいまでは診察するが、そこから先はドクターによって異なる部分である。成人以降も診察を継続する小児科医もいれば、成人近くなった患者は精神科につなぐ医師もいる。同一の病院内であれば対応はしやすいが、異なる医師にかかる場合は紹介状を書く程度にとどまるものと思われる。
- こういった理由から医療面では難しいものと思うが、進学時などに担当が変わった際にうまく支援がつながらなくなるという意見は非常に多い。そういったものがもしできれば、非常によいと考える。
- 〔委〕 研修事業の受講者として、例えば地域で子どもと関わる住民で、発達障害を持つ子どもと関わる可能性がある者も、研修受講の対象とすることが可能なのか。
- 〔わ〕 当施設で行う研修の対象者は限定的であるが、発達障害について知っていただくことが大事であるという思いもある。相談いただければ、例えば一般の方・地域の方を対象として、講師を派遣することも可能と考える。また、県が様々な研修事業を行っており、県ホームページで検索を行うと、現時点で受講可能なものがわかると思われる。発達障害に関わる可能性がある方であれば受講は可能と考えるが、対象者はホームページにてご確認いただきたい。

4 視察を終えて（委員意見）

- コメディカルや教職員等を対象とした研修事業を実施されているとのことであったが、地域の方も含め幅広く研修が受講できれば、手助けができることは増えるのではないか。
- 初診待機の現状について説明があったが、医師の人数の関係もあり、「わかば療育園」での対応は難しさを抱えているように感じた。
- 質疑の際に受診者の年齢によって、小児科から精神科に引き継ぐことがあるという話が非常に印象に残った。
- 施設の職員は献身的に研修・診療等に当たられており、非常に感心した。本市としては、どういう形で市民に発達障害について知ってもらうのかを考えたときに、広く研修を受けられるような受け皿について、検討できればと考える。
- 3歳、5歳で相談件数が増えることを伺い、ライフステージの区切りにおける対応の重要性を改めて感じた。

- 「必要な人が」、「必要な支援を」、「必要な時期に」、「必要なだけ」提供できる環境づくりが必要とされているが、実現できていないとのことであり、医師の不足は大きな課題であると感じた。
- 一人ひとりがしっかりとした療育を受けられるような受皿、体制が必要と感じた。特別支援学校が不足している中、小・中学校の義務教育をどう支援していくか、そういった大きな枠組みの中で、市が考えなければいけないところが多くあるように感じている。
- 初診待機者の数や待機期間は大きなポイントであると感じた。この問題の解決に向けての方向性を委員会として整理し、検討してはどうかと考える。
- わかば療育園の場合、非常に恵まれた環境の中で療育ができていると思うが、そのほかの療育機関を充実させることの重要性を感じた。市が直接実施できる部分ではないが、その部分が底上げできればと考える。
- 先日視察した社会福祉法人つつじにも共通するものと思われるが、わかば療育園ではいい医療・療育サービスを提供しているため、希望者が集中しているものと思われる。療育がしっかりしているところで療育したいというのが保護者の方の気持ちだろうと思われるので、受け皿の絶対数よりも質を高める検討が必要ではないか。質の高い療育機関を増やしていくには市として何ができるかといったようなところも鑑みると、受けてきたサポートの経過がしっかり分かるようなものの検討も含め、委員会として考えていく必要があるものと思われる。